

○銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類等関係事務取扱要綱の制定について

(平成 31 年 3 月 19 日岩生環第 74 号警察本部長)

[沿革] 令和 2 年 3 月岩生環第 49 号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類等関係事務取扱要綱の取扱については、「銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類等関係事務取扱要綱の制定について」(平成 31 年 3 月 19 日岩生環第 74 号。)により実施してきたところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正が行われたことに伴い、「銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類等関係事務取扱要綱」の一部を別添のように改正し、本日から施行するので誤りのないようにされたい。

別添

銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類等関係事務取扱要綱

(目的)

第 1 この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)、武器等製造法(昭和 28 年法律第 145 号)及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和 41 年総理府令第 46 号)の規定による事務(以下「銃砲刀剣類関係事務」という。)の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 猟銃 装薬銃砲のうちライフル銃、散弾銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃(以下「ライフル銃以外の猟銃」という。)をいう。
- (2) 猟銃等 猟銃及び空気銃をいう(別表 3 を除く。)
- (3) ライフル銃等 ライフル銃及び拳銃(空気拳銃を除く。)をいう。
- (4) 産業用銃砲 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる銃砲をいう。
- (5) 登録カード 銃砲登録照会業務実施要綱の制定について(平成 31 年 2 月 27 日付け岩生安第 25 号、岩警務第 19 号。次号において「銃砲登録要綱」という。)の別記様式 1 の猟銃等登録カードをいう。
- (6) 所持者カード 銃砲登録要綱別記様式第 2 の猟銃等所持者カードをいう。

(準拠)

第 3 銃砲刀剣類関係事務については、次に掲げる法令その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法(別表 1 において「法」という。)

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号。別表 1 において「政令」という。）
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。別表 1 において「規則」という。）
- (4) 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和 37 年総理府令第 46 号。別表 1 において「府令」という。）
- (5) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。別表 2 において「法」という。）
- (6) 火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号。別表 2 において「政令」という。）
- (7) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（別表 2 において「府令」という。）
- (8) 武器等製造法（別表 3 において「法」という。）
- (9) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成 12 年条例第 17 号。以下「手数料条例」という。）

（基本的配意事項）

第 4 この要綱における基本的配意事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法の目的を達成するため、個人の権利を尊重するとともに、法に規定する危害予防上必要な措置を講じ、公共の福祉（安全）を図ること。
- (2) 事務の処理に当たっては、申請者、届出者等の立場を考慮し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定及び同法に基づき定められた審査基準及び標準処理期間に従い、厳正に審査し、迅速かつ適正な処理に努めるほか、法令の根拠がない恣意〔しい〕的処分や申請者等に対して不当な負担を求めることがないよう配意すること。
なお、申請等の処理状況を確認・把握するため、申請等審査管理簿（様式第 1 号）にそれぞれの過程で処理日等を記載し、適正な処理に努めること。
- (3) 不許可等の処分又は不利益処分を行う場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の適用等について適切に教示すること。
- (4) 届出書、申請書及び申込書（以下「申請書等」という。）の受理に当たっては、記載事項、添付書類及び手数料等を確認するほか、当該申請等に関連して同時に行う必要がある手続き等があるときは、これを教示し、併せて申請等を行わせるなど、その負担の軽減に努めること。
- (5) 申請書等の添付書類については、法令で定められたもの以外は原則として提出を求めないこと。ただし、審査の過程で必要となった書類については、任意に提出を求めるものとする。この場合、当該書類の提出を拒んだことを理由として不利益な処分を行ってはならない。
- (6) 銃砲刀剣類の所持者及び関係事業者等に対しては、適切な指導を行い、事件・事故の防止に努めるとともに、関係団体等との良好な協力関係の維持に配意し、健全な銃砲所持者の育成に努めること。
- (7) 不適格者の排除など、公共の安全に係る措置については、法の厳格な運用に努める

こと。

- (8) 署の生活安全（刑事生活安全）課長は、(2)の申請等審査管理簿等により申請等の受理及び処理状況を把握するとともに、自ら調査事項等の確認等を行うなど、事務の取扱いが適正に行われるよう、指導、監督に努めること。

（事前相談）

第5 署長は、銃砲刀剣類関係事務に係る許可又は指定申請に伴う事前相談を受けたときは、許可基準、許可申請等の手続き、必要な書類等について指導するとともに、銃砲刀剣類関係事務事前相談簿（様式第2号）により、その経過を明らかにしておかなければならない。

（事務処理要領）

第6 銃砲刀剣類関係事務は、前記第4の(1)から(8)までの事項に配慮した上、別表1から別表3までに掲げるところにより処理するものとする。

（申請書等の取扱い）

第7 申請書等の提出部数は、法の定めによるものとする。

- 2 提出を受けた申請書等の内容、添付書類又は手数料等に何らかの不備があるときは、直ちに、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること。
- 3 受理した申請書等は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより処理するものとする。
 - (1) 2通の提出を求めるもの 許可証等を別に作成して交付する場合は、1通（正本）は署、1通（副本）は生活環境課において保存するものとし、副本を許可書等として奥書して交付する場合は、正本は署において台帳等とともに保存するものとする。
 - (2) 1通の提出を求めるもの 許可証等を別に作成し、又は交付済みの許可証等へ記載し、若しくは書換え等を行い、申請書等は署において保存するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、署長は、生活環境課長が別に指定した申請書等についてはその写しを本部長に対して進達しなければならない。
- 5 3(1)の奥書は、次の例によるものとする。

第 号
※ 処理事項
年 月 日
岩手県公安委員会 印

※ 処理事項記載例

○ 届出受理書の場合：届出受理済み。

○ 許可書の場合：本件許可する。

なお、必要に応じて法令名及び条項を記載すること。

- 6 次に掲げる申請等にあつては、本人面接が必要であることなどから、申請等を行う本人から直接提出を受けるものとする。
 - (1) 教習・練習・年少射撃資格認定申請
 - (2) 銃砲（刀剣類）所持許可申請
 - (3) 猟銃等所持許可更新申請

- (4) 猟銃用火薬類等譲受許可申請であって、即日許可証の交付を受けようとするもの
- (5) 上記以外の申請等であって、申請者本人から提出を求める必要があると認められるもの

また、上記以外の申請等にあっても本人申請を原則とするが、正当な代理者、使者等と認められる者から申請書等の提出があった場合には受理すること。この場合に、申請者本人に対する面接を必要とするときは、日時を定めて本人に出頭を求めて審査すること。

なお、許可証等の交付を行う場合は、申請の方法にかかわらず、申請者本人に交付する措置を執ること。

(手数料の徴収)

第8 署長は、手数料を徴収する申請書等を受理したときは、銃砲・刀剣類の許可等の手数料納付書（様式第3号）に手数料相当額の収入証紙を貼付させて徴収し、受理日をもって消印するとともに、手数料確認台帳（様式第4号）に記載の上、収納状況を明らかにし、当該納付書は申請書等とともに保存しておくこと。

2 徴収すべき手数料として、手数料条例別表第6に定める減額した手数料が適用される場合には、銃砲・刀剣類の許可等の手数料納付書に収入証紙を一括して貼付させて徴収するとともに、減額適用状況を明らかにしておくこと。

(許可申請等に関する行政指導)

第9 銃砲刀剣類又は猟銃用火薬類等に係る許可等の申請を受理するに当たって、その必要性及び過去の使用実績等を勘案して、申請に係る数量等を制限する指導を行う必要があると認めるときは、その理由を明らかにして、申請に係る数量を削減するなどの調整を行うよう指導すること。ただし、この指導に従わないことをもって、不許可にすることはできない。

(不許可相当等の進達)

第10 署長は、銃砲刀剣類又は猟銃用火薬類等に係る申請について許可等するに当たって、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和38年公安委員会規程第1号）第2条各号に規定する重要、異例又は紛議を生じるおそれのあるものに該当すると認められるもののほか

- (1) 法の欠格事由に該当する場合
- (2) 法の欠格事由に該当するか判断できない場合
- (3) 法の欠格事由に該当しないが許可に疑義がある場合

などについては、銃砲刀剣類（所持・教習資格・技能検定・年少射撃資格認定）申請者等調査報告書（様式第14号）及び不許可相当等と認めた理由の報告書等を作成し、関係書類を添えて本部長に進達すること。

(報告等)

第 11 署長は、1 か月ごとに専決処理した件数を火取法、銃刀法に基づく専決報告（様式第 5 号）により、翌月 5 日までに本部長に対して報告するものとする。

2 この要綱に定める公安委員会及び本部長に対する上申、進達、報告等並びに関係行政庁に対する通報等は、生活環境課長を経由して行うものとする。ただし、関係行政庁に対する通報等で緊急を要するものについては、署長が直接通報等を行い、その旨を本部長に対して報告するものとする。

（事故届等の措置）

第 12 警察官は、次に掲げる事故等の届出があったときは、直ちに署長に報告するとともに、当該届出等が次の(2)から(4)に該当する場合は、関係行政庁に通報しなければならない。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法第 23 条の 2 に規定する銃砲又は刀剣類の亡失、盗難届
- (2) 火薬類取締法第 39 条第 2 項に規定する火薬庫の異常事態発見届
- (3) 火薬類取締法第 46 条第 1 項に規定する火薬類の災害届又は火薬類、譲渡許可証、譲受許可証若しくは運搬証明書の喪失、盗難届
- (4) 武器等製造法第 26 条に規定する武器又は猟銃等の亡失、盗難届

（台帳等の備付け）

第 13 生活環境課長及び署長は、別表 4 に掲げる台帳等を備え付け、異動のあった都度整理しなければならない。ただし、当該台帳に記載すべき内容がないときは、この限りでない。

別表1 銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務

事務の種類	処 理 要 領
<p>1 国又は地方公共団体の職員が所持する銃砲に係る国家公安委員会への通知</p> <p>法 第3条第1項第2号 第2号の2 第28条 規則 第115条 第116条</p>	<p>(1) 署長は、国又は地方公共団体の職員が法第3条第1項第2号及び第2号の2の規定により所持する銃砲に関して、当該銃砲の管理責任者から法第28条第2項の規定による国家公安委員会に対する通知書の提出を受けたときは、当該通知書を本部長へ進達するほか、国又は地方公共団体職員所持銃砲台帳としてその写しを保存しておくこと。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があったときは、警察庁保安課長を経由して当該通知書を国家公安委員会へ送付するほか、台帳について、(1)と同様に処理すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、公安委員会又は警察本部において、技能検定等に使用する猟銃等及び試験・研究用等として所持している銃砲について、規則第115条に規定する内容の記録票を作成し、(2)と同様に国家公安委員会に通知すること。</p>
<p>2 猟銃等製造販売業者台帳及び刀剣類製作承認台帳の備付け（県知事等からの通報関係）</p> <p>法 第3条第1項第7号 第10号 第18条の2第3項</p>	<p>(1) 生活環境課長は、法第3条第1項第7号の猟銃等製造販売業者について、経済産業大臣又は県知事から武器等製造法第28条第1項の規定により、当該許可に係る通報を受けたときは、猟銃等（産業用銃砲・輸出用刀剣類）製造・販売業者台帳（様式第6号）に必要事項を記載して保存するとともに、当該台帳及び通報の写しをその事業所の所在地を管轄する署長に送付すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)により送付を受けた台帳の写し等を署の台帳として保存すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、法第18条の2第3項の規定により、刀剣類の製作承認に係る岩手県教育委員会からの通知書を受けたときは、法第3条第1項第10号に該当する者として、当該通知書を刀剣類製作承認台帳として保存するほか、その写しを所轄警察署長に送付すること。</p> <p>(4) 署長は、(3)により送付を受けた通知書の写しを(2)と同様に台帳として保存すること。</p>
<p>3 銃砲刀剣類製造等届出書の受理（産業用銃砲製造・販売及び輸出用刀剣</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第1号の銃砲刀剣類製造等届出書及び同様式第77号の準空気銃製造等届出書を受理したときは、猟銃等（産業用銃砲・輸出用刀剣類）</p>

<p>類製造並びに準空気銃製造業等関係)</p> <p>法 第3条第1項第11号 第13号 第21条の3第1項第4号</p> <p>規則 第4条第1項 第3項 第100条第1項第3項 第117条</p>	<p>製造・販売業者台帳（様式第6号）に必要事項を記載すること。</p> <p>なお、受理した届出書は、正本1通を署において保存するほか、副本1通の上欄余白に本文第7の5の奥書を行い、公安委員会運営規則（昭和29年岩手県公安委員会規則第1号。以下「運営規則」という。）に規定する公印（縦30ミリメートル、横30ミリメートルのもの）を押印して届出受理書とし、これを届出者に交付するほか、写しにより本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があったときは、台帳について、(1)と同様に必要事項を記載すること。</p> <p>(3) 生活環境課長及び署長は、当該届出書の記載内容について事実と相違ないか確認すること。</p>
<p>4 記載事項変更に係る銃砲刀剣類製造等届出書の受理</p> <p>規則 第4条第2項 第3項 第100条第2項 第3項 第117条</p>	<p>署長及び生活環境課長は、3(1)の届出書を記載事項変更に係る届出書として受理したときは、3と同様に奥書をした届出受理書を交付し台帳整理等を行うこと。</p>
<p>5 事業の廃止に係る銃砲刀剣類製造等届出書の受理</p> <p>規則 第4条第4項 第100条第4項 第117条</p>	<p>(1) 署長は、3(1)の届出書を事業廃止に係る届出書として受理したときは、当該業者の取扱いに係る銃砲刀剣類の処分状況等必要事項を調査し、その経緯を明らかにした報告書及び届出書の副本を本部長に進達するとともに、台帳を朱線で抹消し、廃止年月日を記載すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があったときは、台帳について、(1)と同様に処理すること。</p>
<p>6 人命救助等に従事する者届出書の受理及び人命救助等に従事する者届出済証明書の交付</p> <p>法 第3条第2項</p> <p>規則 第5条第1項 第2項 第117条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第2号の人命救助等に従事する者届出書を受理したときは、当該届出に係る者が、法第4条第1項第2号の規定による許可を受けた者の監督の下に人命救助等に従事する者に該当することを確認して、規則別記様式第3号の人命救助等に従事する者届出済証明書を作成し交付すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)により届出済証明書を交付するときは、人命救助等に従事する者届出済証明書交付台帳（様式第7号）に必要事項を記載すること。</p>

		(3) 受理した届出書については、当該届出書の上欄余白に「証明書交付済」と朱書し、当該救命銃等の許可の際に作成した所持者カードとともに保存すること。
7	<p>記載事項の変更に係る人命救助等に従事する者届出書の受理</p> <p>規則 第5条第3項 第6条第3項 第4項 第117条</p>	<p>(1) 署長は、6(1)の届出書を記載事項変更に係る届出書として受理したときは、当該届出済証明書の記載事項変更欄に必要な事項を記載し、運営規則に規定する公印（縦7ミリメートル、横10ミリメートルのもの。以下「公委訂正印」という。）を押印すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の届出が、人命救助等に従事する者が解雇その他の理由により、人命救助等に従事する者でなくなった旨の届出であるときは、一部の従事者の場合は届出済証明書の当該従事者欄を朱線で抹消して当該月日を朱書の上公委訂正印を押印し、全員の場合は届出済証明書の返納を求めて廃棄して、台帳については、当該従業員を朱線で抹消すること。</p> <p>(3) 受理した届出書については、当該届出書の上欄余白に「証明書訂正」又は「証明書返納」と朱書し、6(2)の証明書交付台帳を整理して6(3)と同様に所持者カードとともに保存すること。</p>
8	<p>届出済証明書の亡失、盗難又は滅失に係る人命救助等に従事する者届出書の受理及び再交付</p> <p>規則 第5条第3項 第6条第5項 第117条</p>	<p>(1) 署長は、人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難又は滅失の届出を受けたときは、6(1)の届出書の備考欄（又は別紙）に亡失等の旨及びその経緯を記載させ、亡失等届出書として受理すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の届出書を受理したときは、必要な手配をするとともに、亡失等に伴い届出済証明書の再交付が必要であるときは、その旨を届出書に追記させた上、6(1)により証明書を作成して交付すること。この場合、証明書番号の右部に「再交付」と朱書し、証明書番号及び交付の日付は当初のものを記載すること。</p> <p>(3) 人命救助等に従事する者届出済証明書を再交付したときは、6(2)の交付台帳に再交付した旨を記載しておくこと。</p> <p>(4) 受理した届出書については、当該届出書の上欄余白に「届出受付済」又は「届出済証明書再交付」と朱書すること。</p>
9	<p>使用人届出書の受理及び使用人届出済証明書の交付</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第4号の使用人届出書を受理したときは、法第3条第3項の規定に該当する者であることを確認して、規則別記様式第5号の使用人届出</p>

	<p>法 第3条第3項 規則 第6条第1項 第2項 第117条</p>	<p>済証明書に必要事項を記載し、提出を受けた写真1枚を所定の欄に貼り付け、運営規則に規定する写真契印用浮出プレス（以下「浮出プレス」という。）により契印して届出済証明書を作成し交付すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)により使用人届出済証明書を交付するときは、使用人届出済証明書交付台帳（様式第8号）に必要事項を記載すること。</p> <p>(3) 受理した届出書については、当該届出書の上欄余白に「証明書交付済」と朱書し、2(1)及び3(1)の当該事業者の猟銃等（産業用銃砲・輸出用刀剣）製造・販売業者台帳等に必要事項を記載し提出を受けた写真1枚を貼り付けてともに保存するほか、写しにより本部長に進達し、生活環境課長にあっても同様に台帳を整理すること。</p>
10	<p>記載事項の変更等に係る使用人届出書の受理</p> <p>規則 第6条第3項 第4項 第117条</p>	<p>(1) 署長は、9(1)の届出書を記載事項の変更に係る届出書として受理したときは、当該使用人届出済証明書の記載事項変更欄に必要事項を記載し、公委訂正印を押印すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の届出が、届出に係る使用人が解雇その他の理由により、使用人でなくなった旨の届出であるときは、当該届出済証明書の返納を求め、これを廃棄し、9(2)及び9(3)の台帳それぞれの当該使用人欄を朱線で抹消して当該月日を朱書すること。</p> <p>(3) 受理した届出書については、当該届出書の上欄余白に「証明書訂正」又は「証明書返納」と朱書し、9(3)と同様に台帳とともに保存するほか、写しにより本部長に進達し、生活環境課長にあっても台帳整理すること。</p>
11	<p>届出済証明書の亡失、盗難又は滅失に係る使用人届出書の受理及び再交付</p> <p>規則 第6条第5項 第117条</p>	<p>(1) 署長は、使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失（証明書の汚損が甚だしいとき、又は写真の貼り替えをする必要があると認めるときを含む。）の届出を受けたときは、9(1)の届出書の備考欄（又は別紙）に亡失等の旨及びその経緯を記載させ、亡失等届出書として受理すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の届出を受けたときは、必要な手配をするとともに、亡失等に伴い届出済証明書の再交付が必要であるときは、その旨を届出書に追記させた上、9(1)により届出済証明書を作成して交付すること。この場合、証明書番号の右部に「再交付」と朱書し、</p>

		<p>証明書番号及び交付の日付は当初のものを記載すること。</p> <p>(3) 使用人届出済証明書を再交付したときは、9(2)の交付台帳に再交付した旨を記載しておくこと。</p> <p>(4) 受理した届出書については、当該届出書の上欄余白に「届出受付済」又は「証明書再交付」と朱書きするほか、写しにより本部長に進達し、生活環境課長にあっても台帳整理すること。</p>
12	要指導対象者台帳	<p>署長は、銃砲刀剣類所持者等に係る不適合者の排除のため、法令違反、銃砲刀剣類の取扱い又は保管等に係る不適切な取扱いを行い、又は、公共の安全を害するおそれのある所持者等について、要指導対象者カード（様式第9号）を作成し、要指導対象者台帳（様式第10号）に必要事項を記載の上保存しておくこと。</p>
13	<p>銃砲所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書の受理及び許可等</p> <p>法 第4条 第4条の2 第5条 第5条の2 第6条</p> <p>政令 第9条 規則 第9条 第10条 第11条 第19条 第117条</p> <p>手数料条例 別表第6</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第6号の銃砲所持許可申請書又は同様式第7号の刀剣類所持許可申請書を受理したときは、次に掲げる事項について、直ちに審査を開始すること。</p> <p>ア 法第5条に規定する許可の基準 イ 法第5条の2に規定する猟銃等の許可の基準</p> <p>ただし、当該申請を受理する時点で、12の要指導対象者台帳等により、あらかじめ申請者等が欠格事由に該当する者等であることが判明しているときは、当該事由について申請者に対して明確に説明し、改めて申請の意思について確認すること。</p> <p>なお、法第5条第4項に規定する保管設備の確認については、保管設備確認表（様式第15号）によること。</p> <p>(2) 当該申請が、法第5条の2第3項第2号又は同3号の規定に基づくやむを得ない理由により更新を受けることができなかつたためになされたものであるときは、17に定める事項についても処理するものとする。</p> <p>(3) 審査に当たっては、銃砲刀剣類（所持・更新・練習資格）申請者調査報告書（様式第11号）及び別に定める実施要領により調査し、欠格事項等に該当するおそれのある又は不審点を解明する必要があると認められる者を把握した場合については、幹部警察職員に直接面接調査等を行わせ、(1)ア及びイの欠格事由等</p>

について、綿密な調査を行うこと。

- (4) 法第 13 条の 2 に規定する照会を、市町村長に対して行う場合は、「前科調査照会書（様式第 12 号）及び別紙」によるものとする。

なお、照会要領については、別に定めるところにより行うこと。

- (5) 申請に係る銃砲については、政令第 9 条に規定する構造、機能の基準に適合していることを確認するほか、軍用銃としての付属品など、申請に係る用途に供する上で不必要に過大な機能を有していないか等について確認すること。

- (6) 署長は、(1)、(2)の審査の際に作成し、又は入手した資料等は、(3)の調査報告書に添付しておくこと。

- (7) 署長は、(1)の申請について、当該申請に係る銃砲又は刀剣類が法人の所有であり、許可を受けようとする者が法人の従業者であるなど法第 4 条第 5 項の規定による申請であるときは、当該法人の事業場の所在地が管轄区域内であることを確認し、申請者名を法人及び許可を受けようとする者の連名として受理するほか、当該法人の実態及び当該銃砲又は刀剣類を使用する従業者等について調査を行うこと。

- (8) 署長は、(1)の申請が、猟銃等、拳銃及び空気拳銃の所持許可申請であるときは、申請者に対し、別に定める実施要領に規定する面接調査及び周辺調査を行った上、銃砲刀剣類（所持・教習資格・技能検定・年少射撃資格認定）申請者等調査報告書（様式第 14 号）及び猟銃等許可調査報告書補充表（様式第 13 号）等による調査を行い、調査資料を添えて本部長に進達すること。この場合、法第 5 条第 4 項に規定する保管設備の確認については、保管設備確認表（様式第 15 号）によること。

- (9) 署長は、(1)の申請が、欠格事由に該当するなど本文第 10（不許可相当等の進達）に該当する場合は、関係書類を本部長に進達すること。

- (10) 生活安全部長（現に猟銃等の所持許可を受けている者に対する猟銃等及び空気拳銃の所持許可については生活環境課長）は、(8)、(9)の進達があった場合において、許可処分相当と認めるときは、その旨を署長に電話等で通知し、不許可処分相当と認めるときは公安委員会の決裁を得た上で、不許可等通知書（様式

第 16 号) を署長に送付すること。

(11) 署長は、(10)の不許可等通知書の送付を受けたときは、これを申請者に交付し、通知書等受領書(様式第 17 号)を提出させること。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を申請者に教示すること。

(12) 署長は、許可したときは、猟銃等許可証番号台帳(様式第 18 号。以下「許可証番号台帳」という。)及び猟銃等許可番号台帳(様式第 19 号)又は産業用銃砲(刀剣類)許可番号台帳(様式第 20 号。以下「許可番号台帳」という。)に必要事項を記載し、15 により許可証を作成し交付すること。

(13) 署長は、(12)の許可をした際は、所持者カードを作成又は既所持者カードに許可事項を記載し、登録カードを作成すること。

作成した所持者カードは、申請の際に受領した写真の 1 枚を貼り付けて、50 音順に編綴し保存すること。

また、登録カードについては、銃砲登録要綱により作成し、年別の番号順に該当年の許可番号台帳に編綴し保存すること。

(14) 法令外の書類である使用実績報告書の添付

猟銃の所持許可の更新申請期間内に、当該許可の更新申請を行わなかった場合において、他に同種の猟銃を所持している者が行う当該猟銃等の所持許可申請(以下「再許可」という。)にあつては、法令外に必要な書類であることを申請者に了解を得た上で、規則別記様式第 74 号に規定する使用実績報告書の提出を求めること。

(15) 譲渡等承諾書に代える理由書

規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「所持許可申請に係る銃砲又は刀剣類を所持することとなる理由を証明する書類」は、次に掲げるものとする。

ア 前記(14)の再許可申請のときは、猟銃等再許可(失効)理由書(様式第 21 号)

イ 拳銃又は空気拳銃の所持許可を受けていた者がその許可が失効するため、当該拳銃等について新たに許可を受けようとするときは、拳銃・空気拳銃再許可理由書(様式第 22 号)

ウ 法第 4 条第 5 項の規定により、法人の従業者等が銃砲の許可を受けている場合において、異動等によ

		<p>り、別の従業者が当該銃砲の所持許可を受けようとするときは、法人所有の銃砲の所持許可（再許可）申請理由書（様式第 23 号）</p> <p>エ 猟銃等の所持許可を受けていた者が、その許可の更新時期を統一するため、新たに許可を受けようとするときは、猟銃等再許可（統一）理由書（様式第 24 号）</p>
14	<p>認知機能検査</p> <p>法 第 4 条の 3 規則 第 14 条 第 15 条 第 16 条</p>	<p>(1) 署長は、法第 4 条の 3 に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の申込があった場合は、申請者が、規則第 16 条第 2 項に規定する認知機能検査を受けたものとみなされる者ではないことを確認の上、認知機能検査申込書（様式第 25 号）により申請を受理するものとする。</p> <p>(2) 認知機能の実施時期は、次によること。</p> <p>ア 所持許可申請者については、申請書を受理した後に検査を実施すること。</p> <p>イ 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する検査は、当該許可の有効期間が満了する日の 2 か月前から 1 か月前までの間に行うこと。</p> <p>なお、更新申請者は、更新申請書を受理する際に検査を実施することを原則とするが、事前に連絡を取った上で日時を指定し、一定の人数を集めて行うことができる。</p> <p>(3) 認知機能検査は、署の警察職員のうち、検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けた者が実施するものとする。また、認知機能検査は、署内の適宜の場所において実施することを原則とするが、事情により検査場所を確保できない場合は、署以外の場所において実施することができるものとする。</p> <p>なお、検査対象となる者は高齢者であることを考慮し、いずれの場所において実施する場合においても、静謐が保持されているなど落ち着いて受検できる場所を選定すること。</p> <p>(4) 署長は、実施した認知機能検査の結果について、認知機能検査事務処理票（様式第 26 号）により記録するとともに、認知機能検査実施台帳（様式第 27 号）とともに、保管するものとする。</p> <p>(5) 生活環境課長は、認知機能検査を実施する職員に対し、認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関す</p>

		<p>る講習を行うとともに、講習修了者についての名簿を整備し、認知機能検査を実施することができる職員について明らかにしておかなければならない。</p> <p>(6) 認知機能検査及びその結果の通知方法等については、別に定めるところにより実施すること。</p> <p>(7) 署長は、認知機能検査の結果が規則第 15 条に規定する基準に該当する者に対して、法第 4 条の 3 第 2 項に規定する医師の診断を受け、その診断書を提出すべきことを命ずる（以下「受診等命令」という。）こと。ただし、基準に該当する場合であっても、検査の結果その他の事情から判断して認知症に該当することが明白であるとき、認知症以外の欠格事由に該当し許可等がなされないことが明白であるとき等の場合を除く。</p> <p>(8) 署長は、受診等命令を行う場合は、受診等命令書（様式第 28 号）により行うこと。この場合、教示文（様式第 29 号）により行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示するとともに、通知書等受領書（様式第 17 号）を提出させること。</p>
15	<p>銃砲所持許可証又は刀剣類所持許可証の交付等</p> <p>法 第 7 条第 1 項 規則 第 31 条 第 35 条</p>	<p>(1) 署長は、13 の許可における規則別記様式第 29 号の猟銃・空気銃所持許可証、同様式第 30 号の銃砲所持許可証又は同様式第 31 号の刀剣類所持許可証（以下「許可証」という。）の作成及び交付については、次により処理すること。</p> <p>ア 現に銃砲刀剣類の所持許可を受けていない者（以下「初心者」という。）及び猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者の許可証について、その交付を受けた日から 3 回目の誕生日を経過している者並びに猟銃等以外の銃砲刀剣類の所持許可を受けた者の場合は、新たな許可証の所定欄に申請者の写真を貼り付けるとともに、浮出プレスで契印し、許可に係る事項を記載して許可証を作成し交付すること。</p> <p>イ 許可証を作成せず、猟銃等の所持を許可する場合にあつては、既許可証に許可事項を記載して交付すること。この場合、申請に係る銃砲又は刀剣類について譲渡人等が定まっていないなどにより、申請の際に規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する譲渡等承諾書を提出できないときは、その理由を確認の上、不明な事項は該当欄を空白として許可証を交付し、20 の確認の際に譲渡等承諾書等の提出を求めて、</p>

		<p>当該事項を確認して記載すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)において作成した許可証の交付に当たって、事務手続きに支障がなく、申請者の利便性を図るため必要がある場合は、当該申請者の住所地を受持区とする地域警察官にこれを交付させることができる。</p> <p>(3) 署長は、許可証を交付するときは、20(1)における銃砲の確認を受ける際に、銃砲譲渡・譲受証明書（様式第30号）を、所持許可を受けた者に2通交付し、当該銃砲の譲渡（受）当事者がそれぞれ相手方に対して当該銃砲を譲渡した者は譲渡証明書を、また、当該銃砲を譲り受けた者は譲受証明書を交付し、銃砲の確認及び許可の抹消等の際に提出させるよう指導すること。</p> <p>なお、銃砲譲渡・譲受証明書は、法令外書類であるから、その提出がないときは、譲渡（受）の事実について適宜な方法により、関係者に確認すること。</p>
16	<p>建設用びょう打銃等の所持許可に係る特例</p> <p>法 第4条第1項第2号 第4条の2 第5条 第7条第1項</p> <p>規則 第9条 第11条 第31条 第117条</p> <p>手数料条例 別表第6</p>	<p>(1) 署長は、13(1)の申請が建設用びょう打銃等に係る申請であるときは、13(7)の法人所有のものであるか否かを確認するほか、次により処理すること。</p> <p>ア 申請を受理するに当たって提出を求める書類は、規則第11条に規定する添付書類のみとし、特に審査の過程で必要が生じたときを除いては、添付書類として規定されていない「医師の診断書」、「会社の登記簿謄本」、「保管計画書」、「経歴書」等の書類の提出を求めないこと。</p> <p>イ 代理人による申請にあつては、所持許可を受けようとする者本人の身分を証明できる資料の写し及び代理人に対する委任状等により、所持許可を受けようとする者が実在すること及び正当な代理人による申請であることを確認すること。</p> <p>ウ 同一人に複数の所持許可を行う場合は、用途目的を確認した上で、合理的必要性が認められる範囲において、許可を行うこと。</p> <p>エ 所持許可を受けている建設用びょう打銃等が、故障等により使用不能となった場合において、販売業者等から代替器を借り受けて所持しようとするときは、当該代替器を必要とする理由、期間、故障器の修理が終了した後の代替器の処分等について念書等により確認し、代替器の所持許可が簡易、迅速</p>

		<p>にできるよう配慮すること。</p> <p>オ 許可証の交付及び銃砲の確認については、建設用びょう打銃等の保管・管理等の方法について指導を行うため、許可証は原則として所持許可者本人に交付することとするが、所持許可に係る建設用びょう打銃等を確認するに当たっては、例えば、販売業者に当該建設用びょう打銃等を持参させて、許可証の交付時に合わせて確認手続きを行うなど所持許可者の利便に配慮すること。</p> <p>(2) 建設業の作業等に従事させる者の届出の受理については、次によること。</p> <p>ア 人命救助等に従事する者届出書の添付書類については、提出を求めないこと。ただし、届出を受理するに当たり、資料等により、当該従事者が実在すること及び当該従事者が所持許可者の監督下において所持許可者が当該従事者を指示できることを確認することは差し支えない。</p> <p>なお、人命救助等に従事する者届出書は、原則として、所持許可を与えた後に受理する者であるが、便宜上、所持許可の申請時に同時に受け取って差し支えない。</p> <p>イ 届出に際しては、従事者が実在すること及び従事者が所持許可者の監督下において所持許可者が従事者を指示できること等実態を確認した上で、速やかに受理し、規則別記様式第3号の人命救助等に従事する者届出済証明書を交付すること。</p> <p>ウ 所持許可者が実際に従事者を監督しており、指示することができる場合には、当該従事者の人員の制限は行わないで、人命救助等に従事する者届出書を受理すること。</p> <p>エ 従事者の監督に当たる所持許可者については、従事者が行う携帯、運搬、使用について具体的な指示を行うことができる場合にある者を所持許可の名義人とすること。</p>
17	<p>やむを得ない事情により、許可が失効した猟銃等の所持許可申請の取扱い</p> <p>法 第4条</p>	<p>(1) 署長は、法第5条の2第3項第2号又は同第3号に規定するやむを得ない事情により許可を失効した者から所持許可申請がなされたときは、次により処理すること。</p> <p>ア 現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃等の所持許可を受けている者からの申請の場合は、講</p>

	<p>第5条の2第3項 第2・3号 政令 第14条</p>	<p>習修了証明書が有効であることを確認の上受理すること。この場合、申請時に有効な講習修了証明書を提示できないときは、直近の講習の受講を確約させた上で申請を受理することとするが、万が一、同講習を受講できない場合等のため、有効な講習修了証明書の提示をすることができなければ、許可の基準に適合しないため許可できないことを申請者に説明すること。</p> <p>イ 現に法第4条第1項第1号の規定による猟銃等の所持許可を受けていないものからの申請の場合、有効な講習修了証明書を提示できない場合は、初心者として猟銃等講習会を受講する必要があることから、申請者に対し、必要な手続きについて説明すること。</p> <p>ウ 譲渡承諾書に代えて猟銃等再許可（失効）理由書（様式第21号）の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) 許可証の作成等については、次によること。</p> <p>ア 新たな許可証を交付する場合にあっては、許可証番号及び原交付年月日は、既許可証と同一とする。</p> <p>イ 当該猟銃の原許可月日及び原許可番号は、新たな許可月日、許可番号とする。</p> <p>(3) 当該所持者カードの記載事項変更欄に、当該許可がやむを得ない事情による再許可である旨を記載しておくこと。</p>
18	<p>競技団体等からの推薦の取消通知書の受理</p> <p>法 第8条第1項第6号 規則 第12条第2項 第42条第2項 第117条</p>	<p>(1) 生活環境課長は、公安委員会に対する公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟地方競技団体から規則第12条第2項（規則第42条第2項において準用する場合を含む。）の規定による推薦の取消通知書を受理したときは、当該取消しを受けた者の住所地を管轄する署長に、その写しを送付すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の通知書の写しの送付を受けたときは、当該取消しを受けた者に対し、推薦により所持許可を受けていた銃砲の所持許可が失効したことを通知し、失効した許可に係る銃砲について許可証の返納又は当該許可の抹消をさせるほか、当該銃砲を所持しないこととなるように適法に措置するよう指導すること。</p> <p>ただし、法第5条第1項第1号及び法第5条の2第2項第1号の規定により、</p> <p>ア 14歳以上18歳未満で推薦を受けて空気銃の所持許可を受けていた場合であって、当該許可を受けて</p>

		<p>いた者が既に 18 歳に達しているとき</p> <p>イ 18 歳以上 20 歳未満で推薦を受けて散弾銃の所持許可を受けていた場合であって、当該許可を受けていた者が既に 20 歳に達しているときは、推薦の取消しを受けた場合であっても、当該許可は失効しないことに留意すること。</p> <p>なお、当該許可に係る猟銃に適合する実包等の火薬類について残火薬類があるときは、その措置を指導するほか、必要に応じて猟銃用火薬類等譲受許可証の返納を求めること。</p> <p>(3) 署長は、21 歳以上 25 歳未満で推薦により射撃指導員の指定を受けていた者について、(1)の通知書の写しの送付を受けたときは、指定書等を返納させるものとする。ただし、(2)と同様に 25 歳に達していれば指定の解除はされないことに留意すること。</p>
19	<p>銃砲刀剣類の構造等に係る欠格事由に該当する場合の取扱い</p> <p>法 第 5 条第 3 項 政令 第 9 条 規則 第 19 条</p>	<p>13(9)から 13(11)までの所持許可申請における人的欠格事由該当者等と同様に処理すること。</p>
20	<p>銃砲刀剣類の確認</p> <p>法 第 4 条の 4 第 1 項 第 5 条第 3 項 政令 第 9 条 規則 第 17 条 第 19 条 第 117 条</p>	<p>(1) 署長は、規則第 17 条の規定による確認のため、所持許可に係る銃砲又は刀剣類の提示を受けたときは、15(3)において提出を指導した譲渡証明書（譲渡証明書の提出がないときは適宜の方法、輸入に係る銃砲又は刀剣類については、通関済みであることを証明する書類等）により、当該銃砲を所持することとなった日から 14 日以内であることを確認し、提示を受けた銃砲又は刀剣類を損傷することがないように慎重に諸元を測定し、記号又は番号等について確認を行うこと。この時、確認した内容が許可証の記載内容と一致すると認めるときは、許可証の確認欄に確認の日付を記載するとともに、公委訂正印を押印することとし、確認した内容が許可証の記載内容と一致しないときは、提示を受けた銃砲又は刀剣類の確認結果と一致するよう許可証の記載内容を訂正すること。この場合、提示を受けた銃砲が猟銃又は空気銃であるときは、規則第 19 条に規定する構造、機能の基準に適合しているこ</p>

		<p>とを確認の上、訂正を行うこと。</p> <p>(2) 署長は、(1)の確認を行うときは、所持許可申請の際に譲渡等承諾書等を添付できなかった者に対して、これらの書類の提出を求めること。</p> <p>(3) 署長は、(1)の確認を行った際は、当該所持者カード及び登録カードに許可月日（登録事由発生日）を記載し、登録カードを生活環境課に送付すること（初心者及び産業用銃砲の場合には所持者カードも送付すること。）。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(3)により登録カード等の送付を受け、銃砲登録要綱に基づき処理するものとする。</p> <p>(5) 署長は、登録カードを許可番号台帳とともに年別の番号順に編綴し保存しておくこと。</p> <p>(6) 署長は、許可の日から3か月と14日を経過しても、当該許可証の交付を受けた者が確認の手続きを行わなかったときは、当該許可を受けた者が許可に係る銃砲又は刀剣類を所持しているか否かを確認し、3か月以内に所持することとならなかったときは、法第8条第1項第1号の規定により許可が失効したことを通知し、当該許可証の返納又は許可の抹消をさせること。</p> <p>(7) 署長は、(6)において、許可に係る銃砲又は刀剣類を所持しているにもかかわらず、単に確認の手続きを怠っているものであるときは、期限を指定して確認の手続きを行うよう指導すること。この場合、当該指導に従わないときは、確認義務違反として捜査するほか、必要に応じて法第11条第1項第1号の規定による所持許可の取消しを59により本部長に上申すること。</p> <p>(8) 生活環境課長及び署長は、(7)の上申について、59の許可の取消し要領により処理すること。</p>
21	<p>猟銃等に対する番号又は記号の打刻命令及び打刻の確認</p> <p>法 第4条の4第2項 第9条の6第3項 第9条の11第2項 規則 第18条</p>	<p>(1) 生活環境課長は、次に掲げるアからウまでのいずれかに該当する場合は、法第4条の4第2項又は第9条の6第3項（第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該猟銃等に番号又は記号を打刻するよう命令することとし、規則別記様式第16号又は同第17号（法第9条の11第2項で準用する場合は、規則別記様式第18号）の打刻命令書を、署長を経由して交付すること。この場合、署長は教示文（様式第29号）により行政不服審査法及び行政事</p>

		<p>件訴訟法の規定を教示するとともに、通知書等受領書（様式第 17 号）を提出させること。</p> <p>ア 当該許可に係る猟銃又は空気銃に製造番号又は記号等（以下「銃番号」という。）の刻印がないとき。</p> <p>イ 銃番号が 3 桁以下のものであるとき。</p> <p>ウ 当該許可に係る銃砲の銃番号が 20(4)の電算登録を行ったときに、当該銃番号と同一の銃番号のものが、既に登録されているとき。</p> <p>(2) 署長は、13(1)の申請を受理した際、当該申請に係る猟銃又は空気銃が(1)ア又はイに該当するときは、打刻を命じる必要がある旨生活環境課長に通知すること。</p> <p>(3) 署長は、(1)の命令書の期限までに打刻が完了したことを当該猟銃等の提示を求めて確認すること。この場合、当該打刻の完了を確認したときは、許可証の銃番号欄を新たに打刻した番号に訂正するほか、所持者カード及び登録カードを訂正するとともに、13(13)と同様に処理すること。</p>
22	<p>猟銃等講習受講申込書の受理及び講習修了証明書の交付並びに講習会開催の事務</p> <p>法 第 5 条の 3 第 1 項 第 2 項 第 4 項</p> <p>政令 第 17 条 第 18 条</p> <p>規則 第 20 条 第 21 条 第 117 条</p> <p>手数料条例 別表第 6</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 19 号の猟銃等講習受講申込書の提出を受けたときは、当該申込み者が射撃指導員の指定を受けていない者であることを確認して、これを受理すること。</p> <p>なお、射撃指導員の指定を受けている者は、法第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の規定が適用され、講習会を受講する必要がないものであるが、本人がこれを承知の上で受講を希望する場合は、通常の手続で申込書を受理すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の申込を行う者が初心者であるときは、申込みを受理した際に、当該講習に使用する猟銃等取扱読本（以下「テキスト」という。）を交付すること。</p> <p>なお、申込者に対して、</p> <p>ア 当該テキストに記載してある欠格事由について説明し、欠格事由に該当する者は猟銃等の所持許可を受けることができないこと</p> <p>イ 講習においては講習修了考査を受け、おおむね 45 点以上の正解を得なければ講習修了証明書の交付を受けることができないこと</p> <p>ウ テキストにより事前学習しておくこと</p>

		<p>を教示すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、送付を受けた申込書により、講習台帳（様式第 31 号）及び規則別記様式第 20 号の講習修了証明書を作成し、講習会を受講した者（初心者にあつては考査に合格した者）に対して、当日に講習修了証明書を交付し、その結果を講習台帳に記載するとともに、同台帳を受講者名簿として関係署長に送付するものとする。</p> <p>なお、講習終了後は、送付を受けた申込書を関係署長に返送すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、政令第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、講習会を開催する日程及び会場を定め、これを公表すること。</p> <p>(5) 講習会における講師の指定又は委嘱は、次によること。</p> <p>ア 猟銃等の所持に関する法令の科目 生活環境課又は署の担当職員</p> <p>イ 猟銃等の使用、保管等の取扱いの科目 アに掲げる職員又は政令第 19 条第 2 項の規定により指定された者の推薦を受け、公安委員会が講師として委嘱した者（以下「部外講師」という。）</p> <p>(6) 生活環境課長は、(5)イの部外講師を委嘱するときは、委嘱状（様式第 32 号）により委嘱すること。</p> <p>(7) 生活環境課長は、(5)により指定した職員及び委嘱した部外講師に対して、必要に応じて講習内容に関する教養を行うこと。</p> <p>(8) 生活環境課長は、講習会の教材として公安委員会が保有する猟銃及び空気銃を適切に保守すること。</p> <p>(9) 前各号に定めるほか、猟銃等講習会に関する事務について、生活環境課長と署長は連携して円滑に実施できるよう配慮するものとする。</p>
23	<p>講習修了証明書等再交付申請書の受理、講習修了証明書の再交付及び書換え</p> <p>法 第 5 条の 3 第 3 項 規則 第 22 条</p>	<p>(1) 署長は、講習修了証明書の再交付申請があつた場合は、規則別記様式第 22 号の講習修了証明書等再交付申請書を受理し、生活環境課長に送付すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)による講習修了証明書等再交付申請書の送付を受けたときは、講習台帳を確認の上、番号の前に再交付と朱書きした講習修了証明書を作成し、署長を経由して申請者に交付すること。</p> <p>(3) 署長は、講習修了証明書の書換え申請があつた場合</p>

		<p>は、規則別記様式第 21 号の講習修了証明書等書換申請書を受理し、既交付の証明書を書き換え、公委訂正印を押印して、これを申請者に交付するとともに、受理した申請書を生活環境課長に送付すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(2)の再交付又は(3)の書換え申請書の送付を受けたときは、講習台帳に所要事項を記載又は訂正しておくこと。</p>
24	<p>技能検定申請書の受理、技能検定通知書及び技能検定合格証明書の交付並びに技能検定合格証明書再交付申請書の受理</p> <p>法 第 5 条の 4 第 5 条の 3 第 3 項 政令 第 20 条 規則 第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 23 条 第 24 条 第 25 条 第 117 条 手数料条例 別表第 6</p>	<p>(1) 署長は、技能検定の申込があった場合は、13(8)と同様に、実施要領に規定する面接調査及び周辺調査を行い、銃砲刀剣類（所持・教習資格・技能検定・年少射撃資格認定）申請者等調査報告書（様式第 14 号）及び猟銃等許可調査報告書補充表（様式第 13 号）等による調査を行い、調査資料を添えて本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があったときは、これを審査し、欠格事由に該当しないと認めたときは、技能検定を行う日時及び場所を定めて、規則別記様式第 23 号の技能検定通知書を署長を経由して申請者に交付するものとする。</p> <p>(3) 生活環境課長は審査の結果が、欠格事項に該当し受験させることができない者であると認めたときは、公安委員会の決裁を得た上で、不許可等通知書を署長に送付すること。</p> <p>(4) 署長は、(2)の技能検定通知書の交付に当たっては、通知書等受領書を提出させるほか、技能検定を受けるためには猟銃用火薬類等譲受許可申請が必要である旨を教示し、当該申請書の提出を受けて、本要綱別表 2 の 2 (1)により猟銃用火薬類等譲受許可証を交付すること。</p> <p>(5) 署長は、(3)の不許可等通知書の送付を受けたときは、これを申請者に交付し、通知書等受領書を提出させること。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を申請者に教示すること。</p> <p>なお、この旨を要指導対象者台帳に登載すること。</p> <p>(6) 生活環境課長は、技能検定に合格した者に対し、規則別記様式第 24 号の技能検定合格証明書を交付するとともに、技能検定台帳（様式第 33 号）に登載すること。</p> <p>(7) 規則別記様式第 22 号の講習修了証明書等再交付申請書を受理したときは、23 の講習修了証明書の再交</p>

		<p>付等と同様に処理すること。</p> <p>(8) 生活環境課長は、技能検定に使用するため公安委員会が保有する猟銃について、随時、照準調整その他の保守点検を行うこと。</p>
25	<p>猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習</p> <p>法 第5条の5</p> <p>政令 第21条第1項</p> <p>規則 第26条</p> <p>第27条</p> <p>第28条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第25号の技能講習受講申込書の提出を受けたときは、当該申込み者が、射撃指導員（当該講習に係る猟銃と同種の種類の猟銃に係る射撃指導員である場合に限る。）として指定された者でないこと、又は当該講習に係る猟銃の種類について、国民体育大会の射撃競技に参加する選手若しくはその候補者として、その住所地を管轄する県体育協会から推薦を受けた者（以下「技能講習免除者」という。）でないこと、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に該当する者（以下「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）若しくは同条第2項に該当する者（以下「特定従事者」という。）でないことを確認した上でこれを受講し、受講申込者が希望する受講年月日及び場所について、受講の可否について生活環境課長に照会すること。この場合、技能講習は定員があるため、希望日及び希望場所における受講が必ずしも可能ではないこと、申込状況に応じて、希望日以外の受講となる場合があることを申込者に説明すること。</p> <p>なお、技能講習が免除される場合でも、本人がこれを承知の上で受講を希望するときは、通常の手続で申込書を受講すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、技能講習の実施日時、場所等を管理する技能講習管理簿（様式第34号）を備え付け、署長から、技能講習の受講希望について照会があった場合は、同管理簿と照合の上、希望どおりに受講できるか否かについて回答すること。</p> <p>(3) 署長は、受講申込者が希望どおりに受講できる場合には、受講申込者に対して受講申込者の希望どおりの受講年月日等を記入した規則別記様式第26号の技能講習通知書を受講申込者に交付し、受講申込者が希望した受講年月日に受講できない場合は、生活環境課長と調整の上、申込者の同意が得られた受講年月日を技能講習通知書に記入し交付すること。</p> <p>(4) 署長は、技能講習通知書を交付した場合は、当該通知書の写しを生活環境課長に送付すること。</p>

		<p>生活環境課長は、同通知書に基づき、技能講習管理簿の必要事項について整理するものとする。</p> <p>(5) 生活環境課長は、受講申込期間の経過後に、技能講習の実施に関し事務委託をした教習射撃場の管理者（以下「技能講習実施射撃場」という。）に対し、各技能講習実施日時における受講者名簿を作成し、送付するものとする。</p> <p>(6) 生活環境課長は、技能講習実施射撃場から各受講者の技能講習結果の送付を受け、同結果に基づき各受講者の可否を判断し、合格した者に対し、規則別記様式第 27 号の技能講習修了証明書を作成し、署長を通じてこれを交付するとともに、技能講習台帳（様式第 35 号）に登載すること。また、作成した技能講習台帳を、関係署長に送付すること。</p>
26	<p>技能講習修了証明書再交付等申請書の受理、講習修了証明書の再交付及び書換え</p> <p>法 第 5 条の 5 第 3 項 第 5 条の 3 第 3 項 規則 第 29 条</p>	<p>(1) 署長は、技能講習修了証明書の再交付申請があった場合は、規則別記様式第 22 号の講習修了証明書等再交付申請書を受理し、その写しを生活環境課長に送付すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)による講習修了証明書等再交付申請書の送付を受けたときは、技能講習台帳を確認の上、番号の前に再交付と朱書きした技能講習修了証明書を作成し、署長を経由して申請者に交付すること。</p> <p>(3) 署長は、技能講習修了証明書の書換え申請があった場合は、規則別記様式第 21 号の講習修了証明書等書換え申請書を受理し、既交付の証明書を書き換え、公委訂正印を押印して、これを申請者に交付するとともに、受理した申請書の写しを生活環境課長に送付すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(2)の再交付又は(3)の書換え申請に係る申請書の写しの送付を受けたときは、技能講習台帳に所要事項を記載又は訂正しておくこと。</p>
27	<p>国際競技に参加する外国人に対する許可期間延長申請書の受理及び許可証の書換え</p> <p>法 第 6 条 政令 第 24 条第 2 項</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 28 号の許可期間延長申請書を受理したときは、その内容を調査し、支障がないと認めるときは、政令第 24 条第 2 項に規定する在留期間内において許可証の有効期間を書き換え、その旨を許可証の記載事項の変更欄に記載し、公委訂正印を押印すること。</p> <p>(2) (1)の処理をしたときは、当該許可証を発行した警</p>

	<p>規則 第 30 条 第 117 条</p>	<p>察署に通報すること。この時、当該許可が他都道府県公安委員会からなされたものである場合は、28(1)ウと同様に生活環境課長を通じて通報すること。</p>
<p>28</p>	<p>許可証書換申請書の受理及び許可証の書換え</p> <p>法 第 7 条第 2 項 政令 第 35 条第 2 項 規則 第 32 条 手数料条例 別表第 6</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 34 号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書を受理したときは、届出の内容等が適正であるかについて、銃砲所持許可証書換・再交付・抹消・返納申請（届出）調査復命書（様式第 36 号）による調査を行った上で、次により処理すること。</p> <p>ア 同一警察署管内における住所変更の場合 許可証の住所欄を訂正して公委訂正印を押印し、さらに、その内容を許可証の記載事項変更欄に記載すること。</p> <p>イ 県内他警察署管内からの転入の場合 新たに所持者カード及び登録カードを作成し、許可証番号台帳及び許可番号台帳に転入者の頁を設けて、これらを登載するほか、アと同様に処理すること。また、住所変更したことについて、旧住所地を管轄する警察署長に通知すること。</p> <p>ウ 他都道府県からの転入の場合 申請者に対し写真 1 枚の提出を求め、新たに所持者カード及び登録カードを作成し、許可証番号台帳及び許可番号台帳に転入者の頁を設けて、これらを登載するほか、アと同様に処理すること。また、記載事項（住所）の変更を行った旨を、当該許可証を交付した公安委員会（警察署）に通知すること。</p> <p>エ 住所変更以外の場合 許可証の該当箇所を訂正して公委訂正印を押印するとともに、変更内容を許可証の記載事項変更欄に記載すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の変更事項について、所持者カード及び登録カードを作成又は訂正し、20(3)及び 20(4)と同様に登録カードを生活環境課長に送付し電算登録等すること（転入者は所持者カードも送付する。）。</p> <p>(3) 署長は、(1)の書換え申請が猟銃等以外の銃砲又は刀剣類に係るものであるときは、次により処理すること。</p> <p>ア (1)ア、イ及びエに該当するときは、これと同様に処理すること。</p> <p>イ (1)ウに該当するときは、当該交付を受けている</p>

		<p>許可証の返納を求め、新たな許可証を作成すること。この場合、確認欄の日付は、旧許可証に記載してある日付とするほか、当該確認を行った公安委員会名を付記し、その他の必要事項を記載するなど、15の許可証の作成・交付等と同様に処理すること。</p> <p>なお、(1)ウと同様に当該警察署に通知するほか、銃砲刀剣類所持許可証書換等報告書(様式第37号)により本部長に報告すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(3)イの進達があったときは、当該公安委員会に通知すること。</p>
29	<p>許可証再交付申請書の受理及び許可証の再交付</p> <p>法 第7条第2項 規則 第33条 手数料条例 別表第6</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第35号の銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書を受理したときは、申請理由が適正であるかについて、銃砲所持許可証書換・再交付・抹消・返納申請(届出)調査復命書(様式第36号)により調査を行った上で、次により処理すること。</p> <p>ア 亡失、盗難の場合は、手配のために必要な事項を本部長に報告すること。</p> <p>イ 所持者カード及び登録カードを確認し、15により許可証を作成して再交付すること。</p> <p>なお、当該再交付した許可証の交付の日は既許可証の交付の日とし、記載事項変更欄に再交付年月日・再交付と記載すること。</p> <p>ウ 所持者カードに再交付年月日など必要事項を記載等すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)アの報告があったときは、必要な手配をすること。</p>
30	<p>猟銃等所持許可更新申請書の受理及び許可の更新</p> <p>法 第7条の3 規則 第9条 第10条 第11条 第34条 第35条 第117条 手数料条例 別表第6</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第9号の猟銃等所持許可更新申請書を受理したときは、規則第34条の規定により提示を受けた猟銃又は空気銃を確認し、13の所持許可申請と同様に欠格事由の調査及び使用実績(眠り銃の該当性)等に関する調査を行うこと。</p> <p>(2) 講習修了証明書</p> <p>申請者が、更新申請時の提示書類である講習修了証明書を提示できない場合(射撃指導員の指定を受けている者を除く。)、次により処理すること。</p> <p>ア 講習修了証明書を紛失したため提示できない場合は、生活環境課長に受講事実を確認し、講習修了証明書が有効期間内であることを確認できた場合、提示を受けたものとみなす。</p>

イ 講習会を受講していないため、有効な講習修了証明書を提示できないが、更新日までの間に講習会を受講することができる場合は、当該猟銃等講習会を受講することを確約させ更新申請を受理するものとし、申請者に対して、当該講習に係る受講申込書を提出させること。ただし、当該講習会を受講しなかった場合は、許可の更新はできないことを申請者に説明すること。

ウ 講習会を受講していないため、有効な講習修了証明書を提示できず、また、更新日までの間に講習会を受講することができない場合は、更新手続きができず、別途所持許可手続きが必要であることを申請者に説明すること。

(3) 技能講習修了証明書

申請者が、更新申請時の提示書類である技能修了証明書を提示できない場合（技能講習免除者、特定鳥獣被害対策実施隊員及び特定従事者を除く。）は、(2)と同様に処理すること。

(4) 署長は、申請者が欠格事由に該当しないなど更新許可に問題がないと認めるときは、次によるほか 13 及び 15 の許可及び許可証の作成・交付等と同様に処理すること。

ア 申請に係る猟銃等の許可満了の日の翌日において、既交付の許可証の交付の日の後の 3 回目の誕生日を経過することとなるときは、新たな許可証を作成して、既交付の許可証と引換えに交付すること。

イ ア以外の場合は、許可証の更新欄に必要事項を記載して交付すること。

(5) (4)により更新許可する銃の許可番号は、許可番号台帳により新たな番号を付するとともに、所持者カード及び登録カードを訂正するほか、20(3)及び 20(4)と同様に登録カードを生活環境課長に送付し電算登録等すること。また、新たな許可証を作成したときは、所持者カードに提出を受けた写真を貼り付けておくこと。

(6) 署長は、申請者が欠格事由に該当するなど本文第 10 に該当する場合は、13(9)から(11)と同様に処理すること。

生活環境課長は、当該進達について 13(10)と同様に審査等をして結果を署長に通知すること。

		<p>署長は、許可の通知を受けたときは(4)により処理し、不許可等通知書の送付を受けたときは、13(11)の所持許可申請の不許可の際と同様に処理すること。</p> <p>(7) 署長は、未更新により失効した猟銃等が、なんら手続きされずに所持、使用等されていることのないよう、猟銃等許可番号台帳の整理等により未更新銃の把握を徹底すること。</p> <p>なお、失効した場合に他人の生命・財産に対する危害防止のため必要と認めるとき及び失効後 50 日を経過した時は、当該猟銃等を 55 により仮領置すること。</p>
31	<p>許可証及び認定証の返納届出書の受理</p> <p>法 第 8 条第 2 項 第 4 項 第 5 項 第 9 条第 3 項 第 9 条の 5 第 3 項 第 9 条の 10 第 3 項 第 9 条の 15 第 2 項</p> <p>規則 第 36 条 第 117 条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 36 号の銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書を受理したときは、返納に係る許可証、教習資格認定証、練習資格認定証又は少年資格認定証の提出を受けるとともに、銃砲所持許可証書換・再交付・抹消・返納申請（届出）調査復命書（様式第 36 号）により適否を調査した後、当該許可証等を裁断等により確実に廃棄すること。</p> <p>ただし、当該許可証に併綴された猟銃用火薬類等譲受許可証が交付されているときは、別に定める期間これを保存すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)の処理をしたときは、所持者カード及び登録カードにその旨と銃の措置結果を朱書するほか、登録カードを生活環境課長に送付すること。</p> <p>(3) 署長は、許可証の返納が銃砲店からの届出であつて、当該許可証の返納の届出が、管轄外に居住する銃砲所持者から許可証とともに当該許可に係る猟銃等を譲り受けたことによるときは、次により処理すること。</p> <p>ア 県内の銃砲所持者の場合は、当該住居地を管轄する署長に返納届の写しを送付</p> <p>イ 県外の銃砲所持者の場合は、銃砲刀剣類所持許可証書換等報告書（様式第 37 号）により本部長に報告</p> <p>(4) 生活環境課長は、(3)イの報告があつたときは、該当する都道府県公安委員会に通知すること。</p>
32	<p>許可事項抹消申請書の受理</p> <p>法 第 8 条第 3 項</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 37 号の許可事項抹消申請書を受理したときは、銃砲所持許可証書換・再交付・抹消・返納申請（届出）調査復命書（様式第 36 号）により適否を調査し、当該申請に係る許可の抹消欄に</p>

	<p>規則 第 37 条 第 117 条</p>	<p>記載の上、当該許可事項を朱線で抹消し、公委訂正印を押印すること。</p> <p>(2) 署長は、許可事項を抹消したときは、所持者カード及び登録カードにその旨と銃の措置結果を朱書するほか、登録カードを生活環境課長に送付すること。</p>
33	<p>廃棄依頼の銃砲刀剣類の処理等</p>	<p>(1) 署長は、銃砲又は刀剣類の廃棄の依頼を受けたときは、当該銃砲刀剣類とともに廃棄依頼書兼所有権放棄書（様式第 38 号）の提出を受け、廃銃等保管簿（様式第 39 号）に必要な事項を記載すること。廃棄依頼を受けた銃砲又は刀剣類については、廃銃等保管庫に確実に保管し、適切に廃棄処理すること。</p> <p>(2) (1)により廃棄処理したときは、廃銃処理報告書（様式第 40 号）により、翌月 5 日（閉庁日に当たる場合は、その翌日以後の直近の平日）までに本部長に報告すること。</p>
34	<p>射撃場の指定申請書の受理及び指定通知書等の交付</p> <p>法 第 9 条の 2 第 1 項 府令 第 10 条から 第 12 条まで</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第 1 号の指定射撃場指定申請書の提出を受けたときは、府令第 10 条第 1 号から第 3 号までに掲げる書類について、次の内容を具備するよう指導し、これを受理すること。</p> <p>ア 府令第 10 条第 1 号の図面 射撃場（自然式の場合は危険区域を含む。）の平面図及び射座の前方の必要な箇所の断面図並びに府令別表第 2 から別表第 12 までに規定する当該射撃場における射座その他の構造設備の図面</p> <p>イ 府令第 10 条第 2 号の見取図 使用する実包の最大到達距離のおおむね 2 倍の距離の範囲内の見取図</p> <p>ウ 府令第 10 条第 3 号の書類 府令第 8 条及び第 9 条に規定する事項及び射撃場内における事故防止のための注意事項を記載した書類並びに保有敷地の土地所有権を明らかにした書類</p> <p>(2) 署長は、(1)の申請を受理したときは、当該射撃場について、府令第 4 条から第 9 条までに規定する各基準に適合するか否かを調査し、調査報告書に署長意見を付して、当該申請書（副本）とともに本部長に進達すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)の進達があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うなどによ</p>

		<p>り、府令に定める基準に適合すると認めるときは、府令別記様式第2号の指定通知書を、署長を経由して、申請者に交付すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(3)の審査の結果、府令の基準に適合しないと判断したときは、公安委員会の決裁を得た上で、指定しない理由等を記載した不許可等通知書（様式第16号）を(3)と同様に申請者に交付し、通知書等受領書（様式第17号）を提出させること。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定について教示すること。</p> <p>(5) 生活環境課長及び署長は、(3)により指定を行ったときは、それぞれ指定射撃場指定台帳（様式第41号）を備え付け、必要事項を記載すること。</p>
35	<p>記載事項変更届出書の受理</p> <p>府令 第13条</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第3号の記載事項変更届出を受理したときは、その内容を調査し、調査報告書を添えて本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があったときは、34(3)と同様に審査し、適正と認めるときは指定射撃場指定台帳を訂正し、その旨を署長に通知すること。</p> <p>(3) 署長は、(2)の通知を受けたときは、指定射撃場指定台帳を訂正するほか、申請者に指定通知書の提出を求め、表面の変更事項を朱書き訂正し、裏面に変更届受理日、変更内容を記載してそれぞれ公委訂正印を押印すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(2)の通知に代えて、新たに指定通知書を作成し、署長に送付することができる。この場合、署長は、既交付指定通知書と引き替えにこれを申請者に交付するものとする。</p>
36	<p>指定射撃場の解除の上申及び指定解除通知書の交付</p> <p>法 第9条の2第2項 府令 第14条</p>	<p>(1) 署長は、法第9条の2第2項の規定により指定射撃場の指定を解除することが必要と認めるときは、当該事実に関する報告書を添えて、本部長に上申すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の上申があったときは、その内容を調査し、指定解除が相当と認めるときは、59(2)及び59(3)の所持許可の取消しと同様に聴聞に係る手続きを執り、その結果、指定解除の決定がなされたときは、府令別記様式第4号の指定解除通知書を、署長を経由して当該射撃場を設置し又は管理する者（以下「設置者等」という。）に交付し、通知書等受領書を</p>

		<p>提出させて、当該指定通知書を返納させること。</p> <p>なお、交付の際には、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定について教示すること。ただし、設置者等からの記載事項変更届に基づく解除の場合は、聴聞手続は不要となる。</p> <p>(3) 生活環境課長及び署長は、指定を解除したときは、その旨を射撃場指定台帳に朱書し、抹消すること。</p>
37	<p>射撃指導員指定申請書の受理、射撃指導員指定書の交付及び射撃指導員の指定の解除</p> <p>法 第9条の3 規則 第42条から 第45条まで</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第41号の射撃指導員指定申請書を受理したときは、規則第42条に規定する射撃指導員の基準について調査を行い、意見を付して本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があったときは、申請者について考査を行うなどのほか必要な審査を行い、射撃指導員の基準に適合すると認めたときは、規則別記様式第42号の射撃指導員指定書を、署長を通じて申請者に交付すること。この場合、生活環境課長は、射撃指導の業務に従事するときに当該射撃指導員が公安委員会の指定を受けていることを明示するため、当該指定を受けた指導員に写真（無帽、正面、上三分身、無背景で、おおむね縦30×横24ミリメートルの大きさのもの）の提出を受け、これを射撃指導員証（様式第42号）に貼り付け、浮出プレスで契印し、公委訂正印を押印して指導員証を作成し、これを指定書とともに署長を経由して交付すること。</p> <p>なお、交付に際して、射撃指導の業務に従事するときは、当該指導員証を装着して指導に当たるよう指導すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)において、(1)の基準に適合しないと認めたときは、34(4)の射撃場の不指定と同様に不許可等通知書の交付等を行うこと。</p> <p>(4) (2)の考査は次の基準により行うものとする。</p> <p>ア 関係法令及び猟銃等の取扱いに関する知識（筆記考査）</p> <p>次に掲げる内容の筆記考査において、正解がおおむね8割以上であること。</p> <p>(ア) 法令関係銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び武器等製造法のうち猟銃及び空気銃の取扱い等に必要知識</p>

(イ) 猟銃等の取扱い関係猟銃等講習用テキストの内容並びに社団法人日本クレー射撃協会又は社団法人日本ライフル射撃協会が定める競技規則のうち、猟銃等の取扱いに関して必要な事項
イ 銃の操作及び射撃に関する習熟の程度（実技考査）

(ア) 射撃に関する考査

○ 散弾銃に係る射撃指導を行う者

社団法人日本クレー射撃協会が定める競技規則によるスキート射撃又はトラップ射撃における命中率が、おおむね 80%以上であること。

○ ライフル銃に係る射撃指導を行う者

社団法人日本ライフル射撃協会が定める競技規則により、おおむね次の得点を得ること。

・伏射：20回の射撃で 140 点

・膝射：20回の射撃で 100 点

・立射：20回の射撃で 65 点

○ 空気銃に係る射撃指導を行う者

社団法人日本ライフル射撃協会が定める競技規則により、おおむね次の得点を得ること。

・伏射：20回の射撃で 170 点

・立射：20回の射撃で 160 点

(イ) 銃の取扱い及び操作に関する考査

(ア)の考査実施中に、検定規則に規定する危険行為（減点 10 点に相当する行為）を行わないこと。
また、当該考査実施中に検定規則に規定する減点の合計が 5 点を超えないこと。

(5) 生活環境課長及び署長は、(2)の指定をするときは、射撃指導員指定台帳（様式第 43 号）に登載すること。

(6) 生活環境課長及び署長は、射撃指導員が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、その事実に関する報告書を本部長に上申すること。

(7) 生活環境課長は、(6)の上申があったときは、その内容を審査し、射撃指導員の指定を解除することが相当と認めるときは、59(2)及び 59(3)の所持許可の取消しと同様に聴聞の手続きを執り、その結果、解除する決定がなされたときは、規則別記様式第 43 号の射撃指導員指定解除通知書を、署長を経由して当該射撃指導員に交付すること。

		<p>(8) 署長は、(7)の通知書を交付する場合、当該射撃指導員に通知書等受領書を提出させるとともに、射撃指導員指定書及び指導員証を返納させ、生活環境課長に送付すること。また、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定について教示すること。</p> <p>(9) 生活環境課長及び署長は、射撃指導員の指定が解除されたときは、当該射撃指導員指定台帳に解除年月日等を記載し、朱線で抹消すること。</p>
38	<p>教習射撃場指定申請書の受理及び教習射撃場指定書の交付、教習射撃場の指定の解除等又は教習射撃指導員の選任若しくは解任の届出書並びに記載事項変更の届出書の受理</p> <p>法 第9条の4 第9条の8</p> <p>規則 第47条から 第52条まで 第54条 第61条 第117条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第45号の教習射撃場指定申請書を受理したときは、規則第47条の規定による管理者及び管理方法の基準について調査を行い、意見を付して本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活安全部長は、(1)の進達があったときは、その内容を審査し、基準に適合すると認めるときは、規則別記様式第46号の教習射撃場指定書を、また、基準に適合しないと認めるときは公安委員会の決裁を得た上で、不許可等通知書を署長を経由して申請者に交付すること。</p> <p>署長は、この不許可等通知書を交付するときは、34(4)の射撃場の不指定と同様に受領書の提出及び行政不服審査法等の教示を行うこと。</p> <p>(3) 生活環境課長及び署長は、(2)により教習射撃場の指定を行ったときは、教習・練習射撃場指定台帳(様式第44号)に指定内容を登載すること。</p> <p>(4) 教習射撃場の指定の解除等については、36の指定射撃場の指定解除と同様に処理すること。</p> <p>なお、解除の通知については規則別記様式第55号の教習射撃場指定解除通知書により、修了証明書の交付禁止については規則別記様式第56号の教習修了証明書交付禁止通知書によるものとする。</p> <p>(5) 署長は、(4)により解除通知書を交付したときは、当該教習射撃場の備付け銃を55により仮領置するものとする。</p> <p>(6) 署長は、規則別記様式第49号の記載事項変更届出書を受理したときは、35の指定射撃場の記載事項変更等と同様に処理すること。</p> <p>(7) 署長は、教習射撃指導員の選任又は解任に係る規則別記様式第47号の教習射撃指導員選任等届出書を受理したときは、選任については規則第49条の基準に</p>

		<p>適合することを確認するほか、(3)の台帳を整理の上、副本を本部長に進達すること。</p> <p>(8) 生活環境課長は、(7)の進達があったときは、台帳整理をすること。</p>
39	<p>教習資格認定申請書の受理及び認定証の交付</p> <p>法 第9条の5第2項 政令 第26条 規則 第9条 第10条 第11条 第55条 第117条 手数料条例 別表第6</p>	<p>(1) 署長は、教習資格認定申請があった場合は、13(8)と同様に、実施要領に規定する面接調査及び周辺調査を行った上、銃砲刀剣類(所持・教習資格・技能検定・年少射撃資格認定)申請者等調査報告書(様式第14号)及び猟銃等許可調査報告書補充表(様式第13号)等による調査を行い、調査資料を添えて本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活安全部長(現に猟銃等の所持許可を受けている者に対する散弾銃の教習資格認定申請については生活環境課長)は、(1)の進達があった場合、認定が相当と認めたときは、その旨を署長に電話等で通知し、不認定が相当と認めたときは公安委員会の決裁を得た上で、不許可等通知書を署長に送付すること。</p> <p>(3) 署長は、(2)により認定相当の通知を受けたときは、規則別記様式第50号の教習資格認定証(以下「認定書」という。)を作成し、交付するとともに、教習・練習・年少資格認定証交付台帳(様式第45号)に登載すること。</p> <p>また、不許可等通知書の送付を受けたときは、これを申請者に交付し、通知書等受領書を提出させること。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を申請者に教示すること。</p> <p>(4) 署長は、(2)の認定書の交付に当たって、射撃教習を受けるためには猟銃用火薬类等譲受許可申請が必要である旨を教示し、当該申請書の提出を受けて、本要綱別表2の2(1)により猟銃用火薬类等譲受許可証を交付すること。</p>
40	<p>教習資格認定証再交付等申請書の受理、教習資格認定証の再交付及び書換え</p> <p>法 第9条の5第4項 第5条の3第3項 規則 第56条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第22号の講習修了証明書等再交付申請書を教習資格認定証の再交付申請として受理したときは、申請書記載事項及び申請の理由が適正であることを確認した上で、教習練習資格認定証交付台帳を確認し、教習資格認定証を再交付するとともに、台帳に再交付した旨を記載すること。この場合、認定証交付番号及び交付の日付は、既交付の認定証と同一に記載し、交付番号の前に「再交付」と朱書する</p>

	<p>第 22 条</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 署長は、(1)の申請が、教習資格認定証の書換え申請であった場合は、規則別記様式 21 号の講習修了証明書等書換申請書を受理し、添付書類等により変更事項を確認した上で、当該教習資格認定証の該当欄を書き換え、公委訂正印を押印してこれを交付するとともに、台帳の該当事項を訂正等しておくこと。</p>
41	<p>教習用備付け銃等届出書及び教習用備付け銃等変更届出書の受理</p> <p>法 第 9 条の 6 第 1 項 第 2 項 第 9 条の 7 第 2 項 第 27 条の 2</p> <p>政令 第 27 条 規則 第 58 条 第 59 条 第 60 条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 52 号の教習用備付け銃等届出書又は規則別記様式第 53 号の教習用備付け銃等変更届出書を受理したときは、譲渡証明書等により、備え付けてから 14 日以内の届出であることを確認し、政令第 27 条（銃の基準）及び規則第 59 条（保管庫の基準）について調査の上、正本 1 通を署において保存するとともに、副本の 1 通の余白欄に本文第 7 の 5 の奥書を行い、公印を押印して届出受理書とし、これを届出者に交付すること。</p> <p>また、登録カードを作成し、届出書の写しとともに生活環境課長に送付すること。</p> <p>(2) 署長は、備付け銃の保管状況の調査等のため立入検査を実施するときは、53 の立入検査により実施すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(1)により登録カードの送付を受けたときは、20(4)と同様に電算入力等すること。</p> <p>(4) 生活環境課長及び署長は、(1)により届出を受けた備付け銃について、38(3)の教習射撃場指定台帳の所定欄に登載しておくこと。</p>
42	<p>練習射撃場指定申請書の受理及び練習射撃場指定書の交付、練習射撃場の指定の解除又は練習射撃指導員の選任若しくは解任の届出書並びに記載事項変更の届出書の受理</p> <p>法 第 9 条の 9</p> <p>規則 第 63 条から 第 66 条まで 第 68 条 第 47 条から</p>	<p>38 の教習射撃場指定申請等と同様に処理すること。ただし、38(2)において「生活安全部長」とあるのは「生活環境課長」と読み替えるものとする。</p>

	<p>第 52 条まで 第 54 条 第 117 条</p>	
43	<p>練習資格認定申請書の受理及び認定証の交付</p> <p>法 第 9 条の 10 第 2 項 第 3 項 第 5 条の 3 第 3 項</p> <p>規則 第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 69 条 第 117 条</p> <p>手数料条例 別表第 6</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第 11 号の練習資格認定申請書を受理したときは、13 の所持許可等と同様に調査すること。</p> <p>(2) 署長は、調査の結果、欠格事由に該当しないと認めるときは、規則別記様式第 61 号の練習資格認定証（以下この項において「認定書」という。）を作成し、交付すること。ただし、(1)の申請が欠格事由に該当するときは 13(8)、13(9)と同様に本部長に進達すること。</p> <p>(3) 署長は、(2)の認定書の交付に当たって、射撃練習を受けるためには猟銃用火薬類等譲受許可申請が必要である旨を教示し、当該申請書の提出を受けて、本要綱別表 2 の 2 (1)により猟銃用火薬類等譲受許可証を交付すること。</p> <p>(4) 署長は、認定証を交付するときは、教習・練習・年少資格認定証交付台帳（様式第 45 号）に登載すること。</p> <p>(5) 生活環境課長は、(2)のただし書きの進達があった場合において、認定が相当と認めるときは、その旨を署長に電話等で通知し、不認定が相当と認めるときは公安委員会の決裁を得た上で、不許可等通知書を署長に送付すること。</p> <p>(6) 署長は、(5)により認定相当の通知を受けたときは、(2)により認定書を作成し交付すること。</p> <p>また、不許可等通知書の送付を受けたときは、これを申請者に交付し、通知書等受領書を提出させること。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を申請者に教示すること。</p>
44	<p>練習資格認定証再交付等申請書の受理、練習資格認定証の再交付及び書換え</p> <p>法 第 9 条の 10 第 3 項</p> <p>規則 第 70 条、第 22 条</p>	<p>40 の教習資格認定証の再交付等と同様に処理すること。</p>
45	<p>練習用備付け銃等届出</p>	<p>41 の教習用備付け銃等届出書等の受理と同様に処理す</p>

<p>書及び練習用備付け銃等 変更届出書の受理</p> <p>法 第9条の11 第27条の2</p> <p>規則 第71条から 第73条まで</p>	<p>ること。</p>
<p>46 年少射撃資格の認定申請書の受理及び年少射撃資格認定証の交付</p> <p>法 第9条の13</p> <p>規則 第75条から 第77条まで</p>	<p>(1) 署長は、年少射撃資格認定申請があった場合は、規則別記様式第64号の年少射撃資格認定申請書の提出を求め、実施要領に規定する面接調査及び周辺調査を行った上、銃砲刀剣類（所持・教習資格・技能検定・年少射撃資格認定）申請者等調査報告書（様式第14号）及び猟銃等許可調査報告書補充表（様式13号）等による調査を行い、調査資料を添えて本部長に進達すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の進達があった場合、認定が相当と認めるときは、その旨を署長に電話等で通知し、不認定が相当と認めるときは公安委員会の決裁を得た上で、不許可等通知書を署長に送付すること。</p> <p>(3) 署長は、(2)により認定相当の通知を受けたときは、規則別記様式第65号の年少射撃資格認定証を作成し、交付するとともに、練習・教習・年少資格認定証交付台帳（様式第45号）に登載すること。</p> <p>また、不許可等通知書の送付を受けたときは、これを申請者に交付し、通知書等受領書を提出させること。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を申請者に教示すること。</p> <p>(4) (1)の年少射撃資格認定申請書の添付書類について、規則第76条第1項第4号に規定する「法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書」は、同意書（様式第46号）とする。</p>
<p>47 年少射撃資格の認定のための講習会の受講申込及び年少射撃資格講習修了証明書の交付並びに講習会開催の事務</p> <p>法 第9条の14第1項 第2項</p> <p>政令 第29条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第68号の年少射撃資格講習受講申込書の提出を受けたときは、これを受理するとともに、当該講習に使用するテキストを交付すること。</p> <p>なお、申込者に対して、</p> <p>ア 法第9条の13に規定する欠格事由について説明し、欠格事由に該当する者は年少射撃資格の認定を受けることができないこと</p> <p>イ 年少射撃資格講習においては、講習修了考査を受</p>

	<p>規則 第 80 条 第 81 条</p>	<p>け、おおむね 7 割以上の成績を得なければ年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けることができないこと</p> <p>ウ 事前学習しておくこと を教示すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、送付を受けた申込書により、年少射撃資格講習台帳（様式第 47 号）及び規則別記様式第 69 号の年少射撃資格講習修了証明書を作成し、講習会を受講し審査に合格した者に対して、講習修了証明書を交付し、その結果を年少射撃講習台帳に記載するとともに、同台帳を受講者名簿として関係署長に送付するものとする。</p> <p>なお、講習終了後は、送付を受けた申込書を関係署長に返送すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、政令第 29 条第 1 項の規定により、年少射撃資格講習会を開催する日程及び会場を定め、これを公表すること。</p> <p>(4) 講習会における講師の指定又は委嘱は、次によること。</p> <p>ア 空気銃の所持に関する法令 生活環境課又は署の担当職員</p> <p>イ 空気銃の使用の方法 アに掲げる職員又は施行令第 31 条第 2 項の規定により指定された者の推薦を受け、公安委員会が講師として委嘱した者（以下「部外講師」という。）</p> <p>(5) 生活環境課長は、(4)イの部外講師を委嘱するときは、委嘱状（様式第 48 号）により委嘱すること。</p> <p>(6) 生活環境課長は、(4)により指定した職員及び委嘱した部外講師に対して、事前に講習内容に関する研修を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に定めるほか、猟銃等講習会に関する事務について、生活環境課長と署長は連携して円滑に実施できるように配慮するものとする。</p>
48	<p>年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書の受理、講習修了証明書の再交付及び書換え</p> <p>法 第 9 条の 14 第 3 項</p>	<p>(1) 署長は、年少射撃講習修了証明書の再交付申請があった場合は、規則別記様式第 22 号の講習修了証明書等再交付申請書を受理し、生活環境課長に送付すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)による講習修了証明書等再交付申請書の送付を受けたときは、年少射撃資格講習台</p>

	<p>規則 第 82 条</p>	<p>帳を確認の上、番号の前に再交付と朱書きした年少射撃資格講習修了証明書を作成し、署長を経由して申請者に交付すること。</p> <p>(3) 署長は、年少射撃資格講習修了証明書の書換え申請があった場合は、規則別記様式第 21 号の講習修了証明書等書換申請書を受理し、既交付の証明書を書き換え、公委訂正印を押印して、これを申請者に交付するとともに、受理した申請書を生活環境課長に送付すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(2)の再交付又は(3)の書換え申請書の送付を受けたときは、講習台帳に所要事項を記載又は訂正しておくこと。</p>
49	<p>年少射撃資格認定証の再交付及び書換え</p> <p>法 第 9 条の 13 第 3 項 規則 第 78 条、第 79 条</p>	<p>署長は、年少射撃資格認定証の再交付又は書換え申請があった場合は、40 と同様に処理すること。</p>
50	<p>保管の委託を受けた拳銃等の保管等の方法等</p> <p>法 第 10 条の 5 政令 第 33 条第 2 項 規則 第 85 条</p>	<p>(1) 署長は、法第 10 条の 5 第 1 項及び政令第 33 条第 2 項の規定により空気銃又は拳銃（当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。）の保管の委託を受けたときは、許可証の提示を求めて許可を受けている事実を確認し、規則第 85 条第 1 項第 4 号に規定する帳簿に必要事項を記載すること。</p> <p>(2) (1)により委託を受けた拳銃の返還は、許可証等により委託者であるかどうかを確認した上で返還すること。</p>
51	<p>許可銃砲の保管状況に関する報告の徴収</p> <p>法 第 10 条の 6 第 1 項 規則 第 83 条</p>	<p>(1) 署長は、次に掲げる場合は、法第 10 条の 6 の規定により、銃砲の所持者に当該銃砲及び実包等の保管状況について、期限を指定して報告を求めること。</p> <p>ア 法第 13 条の規定による銃砲の検査を行うとき。</p> <p>イ その他許可銃砲及び実包等の保管状況を把握するため必要があるとき。</p> <p>(2) (1)の報告は、銃砲及び実包等を保管する設備及び当該設備を設置している場所を明らかにした図面及び写真の提出を求めて行うこと。</p> <p>(3) 署長は、(2)の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、保管設備及び保管の方法が規則第 83 条及び火薬類取締法施行規則第 16 条に規定する基準に適合していないと認められるときは、当該基準に適</p>

		<p>合した保管を行うよう指導し、指導した内容を当該報告書の上部欄外に朱書しておくこと。</p> <p>(4) 提出を受けた報告書は、50音順に綴って、次回の報告を受けるまでの間、保存しておくこと。</p>
52	<p>許可銃砲の保管場所に対する立入検査及び保管に関する改善命令</p> <p>法 第10条の6第2項から 第6項まで</p> <p>規則 第88条</p>	<p>(1) 署長は、法第10条の6第2項の規定により、猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所に対して立入検査を行う必要があるときは、当該許可を受けている者に対して、立入検査を行う日の2日以上前に銃砲保管場所立入検査通告書（様式第49号）を交付し、当該通告書下欄の受領書を徴した上で、これを行うこと。</p> <p>(2) 署長は、(1)により立入検査を行うときは、当該立入検査を行う職員を指定して、法第10条の6第4項に規定する身分を示す証明書については警察手帳又は身分証明書とする。</p> <p>(3) 署長は、法第10条の6第6項の規定により、保管の設備・方法が基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、当該許可を受けている者に対して改善命令書（様式第50号）により必要な措置を執ることを命ずること。この交付のときに、通知書等受領書を提出させ、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定について教示すること。 なお、改善命令書の写しを本部長に進達すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、生活環境課の職員に(1)の立入検査を行わせる必要があるときは、(1)から(3)と同様に行うこと。</p>
53	<p>指定射撃場等に係る報告徴収及び立入検査並びに保管に関する改善命令</p> <p>法 第27条の2 第9条の7第3項 第10条の8第2項</p>	<p>(1) 生活環境課長及び署長は、法第27条の2第1項の規定により、指定射撃場、練習射撃場若しくは教習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者（以下「指定射撃場等を営む者」という。）に対して、71に規定する毎月の業務報告のほか、必要があると認めるときは期限を指定して当該業務に関する報告を求めること。</p> <p>(2) 生活環境課長及び署長は、法第27条の2第2項の規定により、指定射撃場等を営む者に対して立入検査を行うときの身分証については、52(2)と同様とする。 なお、立入検査を行うときは、指定射撃場（教習・練習射撃場）立入検査表（様式第51号）及び猟銃等保管業者立入検査表（様式第52号）により実施すること。</p>

		<p>(3) 生活環境課長及び署長は、法第9条の7第3項及び第10条の8第2項の規定により、練習・教習射撃場の管理者及び猟銃等保管業を営む者に対する改善命令を行う必要があると認めたときは、52(3)と同様に行うこと。</p>
54	<p>猟銃等保管業届出書又は猟銃等保管業廃止届出書の受理</p> <p>法 第10条の8第1項 第4項</p> <p>第27条の2第2項</p> <p>規則 第90条 第91条 第117条</p>	<p>(1) 署長は、規則別記様式第70号の猟銃等保管業届出書を受理するときは、規則第91条に規定する保管の設備及び方法の基準に適合することを確認し、3(1)の銃砲刀剣類製造等届出と同様に届出書(副本)1通に本文第7の5の奥書をして、届出受理書として交付すること。</p> <p>(2) (1)により届出受理書を交付したときは、52の立入検査を行い、保管の基準等に適合するか否かについて調査し、届出書(副本)に立入検査表及び保管状況の略図の写し等を添えて生活環境課長に送付すること。</p> <p>(3) 署長は、(1)により届出受理書を交付するときは、猟銃空気銃保管業届出台帳(様式第53号)に登載すること。</p> <p>生活環境課長についても、(2)の送付を受けた場合には、同様に台帳に登載すること。</p> <p>(4) 生活環境課長及び署長は、規則第90条第2項による記載事項の変更の届出又は規則別記様式第71号猟銃等保管業廃止届出書を受理したときは、(1)から(3)までと同様に届出受理書の交付及び台帳整理をすること。</p>
55	<p>許可が失効した場合等の銃砲刀剣類の仮領置</p> <p>法 第8条第7項 第8条の2第2項 第9条の8第3項 第9条の12第2項 第11条第7項 第8項 第11条の2第1項 第2項 第3項 第25条第1項 第26条第2項</p>	<p>(1) 署長は、左記の規定により銃砲刀剣類(拳銃部品を含む。)を仮領置するときは、許可を受けていた者等に提出を命じ、提出された銃砲刀剣類と引換えに規則別記様式第38号の仮領置書を交付すること。この交付の際に、教示文(様式第29号)により行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示すること。</p> <p>なお、仮領置の要件に該当する場合には、速やかに仮領置を行い、当該銃砲による危害の防止を図ること。</p> <p>(2) (1)の仮領置を行ったときは、仮領置台帳(様式第54号)に登載し、仮領置書控を台帳とともに保存し、仮領置実施報告書(様式第55号)に仮領置書控の写しを添付して本部長に報告すること。</p> <p>なお、当該銃砲刀剣類について適切な保管に努める</p>

	規則 第 38 条	こと。 (3) 生活環境課長は、(2)の進達があったときは、台帳について(2)と同様に整理しておくこと。
56	仮領置した銃砲刀剣類の返還 法 第 8 条第 8 項 第 8 条の 2 第 3 項 第 9 条の 8 第 4 項 第 9 条の 12 第 3 項 第 11 条第 9 項 第 10 項 第 11 条の 2 第 4 項 第 25 条第 3 項 第 4 項 第 26 条第 5 項 規則 第 39 条 第 40 条	(1) 署長は、左記の規定により、仮領置した銃砲刀剣類を返還するときは、適法に所持することができる者であることを明らかにした書類の提出を求めるなどして、規則別記様式第 39 号の銃砲刀剣類返還申請書を提出させ、仮領置書及び仮領置物件受領書（様式第 56 号）と引換えに返還し、その旨を仮領置書控の処理結果欄に記載しておくこと。 (2) 署長は、(1)の仮領置書及び受領書を仮領置台帳（様式第 54 号）とともに保存すること。 なお、受領書の写しを生活環境課長に送付すること。 (3) 生活環境課長は、(2)により送付を受けたときは、仮領置台帳を整理しておくこと。
57	仮領置した銃砲刀剣類の売却等の取扱い 法 第 8 条第 9 項 第 10 項 第 8 条の 2 第 4 項 第 9 条の 8 第 5 項 第 9 条の 12 第 4 項 第 11 条第 11 項 第 11 条の 2 第 6 項 政令 第 25 条 規則 第 41 条	(1) 署長は、左記の規定により仮領置した銃砲刀剣類を売却又は廃棄する必要があるときは、政令第 25 条の規定によりこれを売却又は廃棄することとし、その経緯及び理由を明らかにした報告書を作成し仮領置書控とともに保管しておくこと。 (2) 法第 8 条第 10 項の規定により売却した代金を交付するときは、規則第 41 条の規定に従い、仮領置書及び仮領置物件売却代金領収書（様式第 57 号）と引換えに仮領置物件売却代金明細書（様式第 58 号）を交付すること。 (3) (1)及び(2)の処理をしたときは、関係書類を仮領置台帳（様式第 54 号）に編綴して保存すること。 (4) 署長は、廃棄に係る銃砲刀剣類の通知をするときは、仮領置物件廃棄通知書（様式第 59 号）を仮領置書と引換えに交付し、その旨を仮領置書控に記載しておくこと。 (5) 署長は、(1)により売却等した場合には、関係書類の写しを生活環境課長に送付し、生活環境課長は仮領置台帳を整理しておくこと。
58	指示処分	(1) 署長は、法第 10 条の 9 の規定による指示処分を行う必要があると認めるときは、銃砲刀剣類所持等取締

	<p>法 第 10 条の 9</p>	<p>法違反調査報告書（様式第 60 号）により違反内容等を明らかにして、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）に定める弁明通知書を交付して弁明書の提出を求め、又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、指示書（様式第 61 号）を交付して指示を行うこと。この場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)による指示をしたときは、指示処分台帳（様式第 62 号）に登載し、関係書類とともに保存しておくこと。</p> <p>(3) 署長は、(1)の指示事項について、本人から結果報告を求めるなど措置状況を確認して、(1)の報告書の確認状況欄にその状況を記載しておくこと。また、別に定める銃刀法関係行政処分等の実施報告に銃砲刀剣類所持等取締法違反調査報告書及び指示書の写しを添付して、本部長に進達すること。</p> <p>なお、指示に違反した場合は、許可取消しの対象となるものであるから、許可取消しが必要と認めるときは、59 により許可の取消しを上申するものとする。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(3)の指示書などの送付を受けたときは、指示処分台帳を整理しておくこと。</p>
59	<p>許可の取消し</p> <p>法 第 11 条 第 11 条の 2</p>	<p>(1) 署長は、法第 4 条第 1 項の規定により許可を受けている者が、法第 11 条第 1 項各号に規定する許可の取消しに該当すると認めるとき、又は法第 11 条第 2 項から第 6 項までに規定する事由に該当し、許可を取り消す必要があると認めるときは、取り消すべき許可の内容及び理由を明らかにした報告書を作成し、銃砲刀剣類所持許可行政処分上申書（様式第 63 号）に關係書類等を添付の上、本部長に上申すること。この場合、法第 11 条第 7 項の規定による取消し前の仮領置が必要であると認めるときは、55 により当該取り消すべき許可に係る銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置するものとする。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の上申があったときは、当該上申書の内容を審査し、取消処分相当と認めたときは、公安委員会に対して、法第 12 条及び行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞の開催伺いをするほか、必要な事務手続きを執ること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)の聴聞後の審理の結果、取消</p>

		<p>処分と決定されたときは、本人に直接又は所轄警察署長を経由して処分決定通知書（様式第 64 号）を交付して通知書等受領書を提出させ、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示すること。</p> <p>(4) 署長は、(3)の通知書を交付したとき、当該取消処分の対象となった猟銃等を取消し前の仮領置をしていなかったときは、法第 11 条第 8 項（取消し後の仮領置）の規定により提出を命じ、これを仮領置すること。</p> <p>(5) (1)又は(4)により仮領置を行ったときは、55 から 57 までの仮領置の実施要領により処理すること。</p> <p>(6) 生活環境課長及び署長は、(3)の決定がなされたときは、銃砲刀剣類所持許可取消し等行政処分台帳（様式第 65 号）に登載し、その経緯を明らかにしておくこと。</p>
60	<p>年少射撃資格の認定の取消し</p> <p>法 第 11 条の 3</p>	<p>(1) 署長は、法第 9 条の 13 第 1 項の規定により年少射撃資格の認定を受けている者が、法第 11 条の 3 第 1 項又は第 2 項に規定する認定の取消しに該当すると認めるときは、取り消すべき認定の内容及び理由を明らかにした報告書を作成し、銃砲刀剣類所持許可行政処分上申書（様式第 63 号）に関係書類等を添付の上、本部長に上申すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の上申があったときは、当該上申書の内容を審査し、取消処分相当と認めたときは、公安委員会に対して、法第 12 条及び行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞の開催伺いをするほか、必要な手続きを取ること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)の聴聞後の審理の結果、取消処分と決定されたときは、本人に直接又は所轄警察署長を経由して処分決定通知書（様式第 64 号）を交付して通知書等受領書を提出させ、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示すること。</p>
61	<p>報告徴収等</p> <p>法 第 12 条の 3</p>	<p>(1) 署長は、法第 12 条の 3 の規定により、法第 4 条若しくは第 6 条の規定による許可を受けた者、又は年少射撃資格者に対し、必要な報告を求める場合は、報告徴収書（様式第 66 号）を、医師の診断を受けるべきことを命ずる場合は、受診等命令書（様式第 28 号）を交付しこれを行うこと。</p> <p>なお、これらの実施に際しては、行政不服審査法及</p>

		<p>び行政事件訴訟法の規定について教示すること。</p> <p>(2) 署長は、受診命令書を交付した際には、受診する医師及び受診予定等について聞き取りを行い、受診命令を必要とした理由等と合わせて生活環境課長に通報すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)の通報を受理した場合は、受診予定医師に事前に連絡し理解を得るなど、受診命令制度の円滑な運用のための必要な措置を行うこと。</p>
62	<p>調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管</p> <p>法 第 13 条の 3</p>	<p>(1) 署長は、法第 13 条の 3 第 1 項の規定による提出命令を行うときは、規則別記様式第 76 号の保管書を交付して行うこと。</p> <p>なお、提出命令の要件を満たす場合であっても、法第 11 条第 7 項の仮領置を行える場合は、積極的に仮領置を行うこと。</p> <p>(2) 署長は、(1)の提出命令を行ったときは、次の点に留意すること。</p> <p>ア 提出を受けた銃砲等権利の状態を確認し、損傷等がある場合には、保管書中「保管物件の種類及び特徴」欄に記載すること。また、保管した銃砲刀剣類は適切に管理すること。</p> <p>イ 提出者に対し、保管書は返還に際して必要となるので、当該保管書を大切に保管すべき旨教示すること。</p> <p>ウ 保管の期間が最長 30 日間と限られていることから、受診命令、照会その他の方法を活用して迅速かつ的確な調査に努めること。</p> <p>エ 返還に当たっては、保管書及び規則別記様式第 40 号の受領書と引替えに行い、所持許可証等を提示させるなど、十分に本人確認を行うこと。</p> <p>オ 保管している銃砲刀剣類を引き続き仮領置をする場合には、仮領置書を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合、次の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 仮領置書中「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。</p> <p>(イ) 当該銃砲刀剣類に係る保管書控中「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。</p>

		<p>なお、銃砲刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控中「処理結果」欄に記載すること。</p>
63	<p>銃砲刀剣類の発見届の受理</p> <p>法 第 23 条</p> <p>(第 14 条第 4 項)</p> <p>(第 17 条第 3 項)</p>	<p>(1) 署長は、銃砲刀剣類の発見について、当該発見に係る銃砲刀剣類を発見者が登録等により所持したい旨の申出があったときは、次により届出書を受理すること。</p> <p>ア 届出人（所有者）から別に定める古式銃砲刀剣類発見届の提出を受けるとともに、届出に係る銃砲刀剣類等の提示を受けて確認すること。</p> <p>なお、届出人から発見状況について詳細に聴取するなど、古式銃砲刀剣類発見届出状況調査復命書（様式第 67 号）により発見届に不正等がないかを調査し、不審点があるものについては、発見現場の確認など調査を徹底して、安易に処理することのないようにし、不正登録等の防止に努めること。</p> <p>イ アの記載事項を確認したときは、他の欄に所定の事項を記入し、発見届欄と届出済証欄を署印をもって契印した上、届出済証と登録通知書を切り離すことなく届出人に交付すること。</p> <p>なお、届出人に対し、登録申請に必要な事項及び登録にならなかつた場合の廃棄等について教示すること。</p> <p>ウ 発見届は、届出内容を銃砲刀剣類発見届出台帳（様式第 68 号）に記載して当該台帳とともに保存し、登録希望者通知書は、生活環境課長を経由して届出人の住所の所在する都道府県の教育委員会等に送付すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、送付を受けた登録希望者通知書の内容を銃砲刀剣類発見届出台帳に登載した後、登録審査会の日程に合わせてこれを取りまとめ、(1)ウの教育委員会等に送付すること。</p> <p>なお、当該教育委員会等から登録を行った旨の登録通知書の送付を受けたときは、台帳を整理の上、届出を受理した署長に回付すること。</p> <p>(3) 署長は、登録通知書の回付を受けたときは、当該登録通知書に係る(1)ウの発見届台帳の登録関係欄に登録状況を記載し、当該台帳に発見届とともに編綴し保</p>

		<p>存しておくこと。</p> <p>なお、登録状況を登録申請者の住居地を受持区とする地域警察官に示達すること。</p> <p>(4) 署長は、定期的に銃砲刀剣類発見届出台帳を確認し、相当の期間を経過しても登録の手続きが終了していないと認められるときは、届出人に対し、次に掲げる事項を確認し、登録にならなかったとき、又は登録する意思がないときは、届出に係る刀剣類等を廃棄するなど、必要な処分をさせること。この場合、その処分方法等について届出人の自由な意思を尊重し、一定の方法を強制しないこと。</p> <p>ア 登録の審査手続の有無</p> <p>イ 登録の審査手続が終了しているときは登録の有無</p> <p>ウ 登録の審査手続が行われていないときは、登録する意思の有無</p> <p>(5) 署長は、(1)の届出が拾得届である場合は、遺失物法（平成18年法律第73号）の規定によるほか、当該物件が不法所持又は保管義務違反等の疑いがあるときは、届出人にその旨を告知し、適切な捜査を行うこと。この場合、当該物件が同法施行令第10条第1号（以下「1号物件」という。）又は第2号（以下「2号物件」という。）に規定するものであって、かつ、届出人がその所有を希望し、捜査を終了した時点で本人に交付できるときは、1号物件については所持許可を受けた後、2号物件については登録を受けた後に許可証及び登録証の提示を受けて、交付すること。</p> <p>(6) 署長は、発見に係る物件が、明らかに登録対象外の物件であると認められるときは、届出者に対して登録対象外の物件であること、及びこれを所持できない旨を説明し、不法所持事案の証拠品としてこれを領置すること。この場合、登録対象外であるか否かが判然としないときは、(1)の発見届により処理し、(1)ウの発見届出台帳にその旨を記載しておくこと。</p>
64	<p>廃棄を依頼された銃砲刀剣類の処理</p>	<p>署長は、63の発見届において、登録若しくは許可を受けられなかった銃砲刀剣類及び登録を希望しない銃砲刀剣類については、所持できないものであることから、廃棄等を指導して、本人から廃棄を依頼されたときは、当該銃砲刀剣類の提出を受け、33の許可銃砲刀剣類の廃棄と同様に</p>

		処理し、63(1)ウの発見届出台帳を整理しておくこと。
65	登録を受けた銃砲刀剣類の所有者変更等通知の処理 法 第 17 条	(1) 生活環境課長は、各都道府県教育委員会等から、登録刀剣類の譲渡等による所有者変更等の通知を受けたときは、刀剣類（古式銃砲）所有者台帳（様式第 69 号）に登載して編綴し、新旧所有者の住居地を管轄する署長に写しを送付すること。 (2) 署長は、(1)の送付を受けたときは、(1)と同様に台帳に登載等するとともに、63(3)と同様に地域警察官に示達すること。
66	模造拳銃の製造又は輸出を業とする者からの届出書の受理 法 第 22 条の 2 規則 第 102 条第 2 項から 第 5 項まで	(1) 署長は、規則別記様式第 78 号の模造拳銃製造等届出書を受理したときは、3(1)、(3)の銃砲刀剣類製造等届出と同様に奥書をして届出受理書として交付等すること。この場合、「猟銃等（産業用銃砲・輸出用刀剣）製造・販売業者台帳」とあるのは「輸出用模造拳銃製造等業者台帳」と書き換えるものとする。 (2) 生活環境課長は、(1)による進達があったときは、台帳について(1)と同様に処理すること。
67	銃砲刀剣類等の一時保管及び一時保管した場合の取扱い 法 第 24 条の 2 政令 第 25 条 第 38 条 規則 第 105 条から 第 109 条まで	(1) 警察官は、法第 24 条の 2 第 2 項の規定により銃砲刀剣類等を一時保管するときは、規則別記様式第 80 号の銃砲刀剣類等一時保管書を交付すること。 (2) 署長は、法第 24 条の 2 第 5 項の規定により引継ぎを受けるときは、当該一時保管に係る規則別記様式第 81 号の一時保管銃砲刀剣類等引継書とともに引き、これを一時保管すること。 (3) 署長は、一時保管した銃砲刀剣類等を返還するときは、交付した銃砲刀剣類等一時保管書及び一時保管物件受領書（様式第 70 号）と引換えに行うこと。 (4) 署長は、一時保管した銃砲刀剣類等について、法第 24 条の 2 第 7 項の規定により返還しないものであるときは、57 の仮領置した銃砲刀剣類の売却等と同様に処理すること。この場合、57 において「仮領置」とあるのは、「引継」と読み替えるものとする。 (5) 一時保管した銃砲又は刀剣類について、法第 24 条の 2 第 9 項の規定により公告を行うときは、所轄署及び本部掲示板に掲示して行うものとする。 (6) 法第 24 条の 2 第 10 項の規定により、一時保管した銃砲刀剣類の所有権が国又は県に帰属したときは、次により処理すること。 ア 国に帰属した物件は、本部長に送付し、これを引

		<p>き継ぐこと。</p> <p>イ 岩手県に帰属した物件は、岩手県会計規則（昭和39年規則第15号）により処理すること。</p>
68	<p>銃砲刀剣類の授受、運搬及び携帯の禁止又は制限並びに仮領置した銃砲又は刀剣類の取扱い</p> <p>法 第26条第1項 第2項 第5項</p>	<p>(1) 署長は、法第26条第1項の規定により、許可又は登録を受けた銃砲刀剣類の授受、運搬若しくは携帯を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、次の事項を速やかに本部長に報告すること。</p> <p>ア 地方の静穏を害するおそれのある事態が存在すると認められる理由及びその状況</p> <p>イ 公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる理由及びその状況</p> <p>ウ 禁止又は制限を必要とする地域及び期間</p> <p>エ その他参考事項</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の報告があったときは、その事情を調査し、必要があると認めるときは、公安委員会の決裁を得た上で、必要な事項を告示すること。</p> <p>なお、公示の日から7日以内に議会の承認を得るための手続をとること。</p> <p>(3) 署長は、法第26条第2項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類については、(2)の告示について岩手県議会の承認を得られなかったとき、又は告示に示す期間が満了したときは、速やかにこれを返還すること。</p>
69	<p>銃砲刀剣類の提出命令の取扱い</p> <p>法 第27条第1項 第3項</p> <p>政令 第25条</p> <p>規則 第113条 第114条</p>	<p>(1) 署長は、不法所持等に係る銃砲又は刀剣類であって、裁判により没収されなかったものなど第27条第1項の規定により当該銃砲又は刀剣類の提出を求める必要があるときは、規則別記様式第86号の提出命令書を交付し通知書等受領書を提出させて、当該銃砲又は刀剣類の提出を受けること。この場合、教示文（様式第29号）を交付して行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示すること。</p> <p>(2) (1)により提出を受けた銃砲又は刀剣類については、57の仮領置した銃砲刀剣類の売却等と同様に処理すること。この場合、57において「仮領置」とあるのは、「提出命令」と読み替えるものとする。</p>
70	<p>猟銃安全指導委員の委嘱及び解嘱</p> <p>法 第28条の2</p>	<p>(1) 署長は、猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第2条第1項の規定により猟銃安全指導委員（以下「委員」という。）を推薦するときは、猟銃安全指導委員推薦書（様式第71号）に</p>

	<p>猟銃安全指導委員規則</p>	<p>より行うこと。</p> <p>(2) 生活環境課長は、署長の推薦に基づき、委嘱について公安委員会の決裁を受けた上で、当該委員に対し、委嘱状（様式第 72 号）を交付するとともに、猟銃安全指導委員規則第 6 条に規定する猟銃安全指導委員証及び腕章を、当該委員に貸与すること。また、委嘱状を交付した委員の氏名等の必要な事項について、猟銃安全指導委員委嘱名簿（様式第 73 号）に登載すること。</p> <p>(3) 署長は、委員が法第 28 条の 2 第 7 項各号に掲げる解嘱の要件に該当し、解嘱する必要があると認めたときは、解嘱事由報告書（様式第 74 号）により、本部長に上申すること。</p> <p>(4) 生活環境課長は、(3)の上申があったときは、当該報告書の内容を審査し、解嘱相当と認めたときは、公安委員会に対して、解嘱の伺いをするほか、当該委員に対し、猟銃安全指導委員規則第 8 条に規定する弁明の機会を与えること。この場合、弁明の機会の付与の通知は、通知書（様式第 75 号）により行うこと。</p> <p>(5) 生活環境課長は、審理の結果、解嘱処分と決定されたときは、当該委員に直接又は管轄警察署長を経由して解嘱通知書（様式第 76 号）を交付して通知書等受領書を提出させ、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定を教示すること。また、貸与した猟銃安全指導委員証及び腕章を返納させること。</p> <p>(6) 生活環境課長及び署長は、(5)の決定がなされたときは、銃砲刀剣類所持許可取消し等行政処分台帳（様式第 65 号）に登載し、その経緯を明らかにしておくこと。</p>
71	<p>その他必要な事務処理</p>	<p>(1) 許可証等の取扱い</p> <p>ア 生活環境課長及び署長は、人命救助等に従事する者証明書、使用人届出済証明書、猟銃空気銃所持許可証、銃砲所持許可証及び刀剣類所持許可証並びに猟銃用火薬類等譲渡許可証及び猟銃用火薬類等譲受許可証について、許可証等受払簿（様式第 77 号）に受け払いの都度その数量を記載しておくこと。この場合において、取扱責任者は生活安全（刑事生活安全）課長とし、取扱者は担当係とする。</p> <p>なお、許可証等は施錠設備のあるところに保管</p>

し、取扱責任者が管理すること。

イ 許可証等受払簿は、許可証の種別ごとに区分して整理すること。

ウ 署長は、誤記等により使用できなくなった許可証等の用紙について、生活環境課長に返納するとともに、許可証等受払簿にその旨を記録すること。

(2) 銃砲又は猟銃用火薬類に係る事案の報告

署長は、次の事案が発生したときは、事案の態様に応じ、別に定める様式に必要事項を記載し、本部長に報告すること。

ア 猟銃等及び猟銃用火薬類に係る事件・事故・自殺事案の発生、検挙

イ 猟銃等及び猟銃用火薬類に係る盗難等・遺失・所在不明事案の発生、検挙、解決

ウ 猟銃等及び猟銃用火薬類に係る押収・発見事案

エ 銃刀法関係行政処分等の実施

(3) 業務報告

署長は、指定射撃場管理者、教習射撃場管理者及び練習射撃場管理者並びに猟銃等保管業者に協力を求め、次に掲げる様式を交付し、毎月の業務状況について報告するよう指導すること。

ア 指定射撃場管理状況報告（様式第 78 号）

イ 教（練）習射撃場業務報告（様式第 79 号）

ウ 猟銃等保管業務報告（様式第 80 号）

前記各報告書の提出を受けたときは、本部長に進達すること。ただし、当該 1 か月間において該当する業務がなかったときは、その旨を生活環境課長に対して電話により連絡することとする。

別表2 猟銃用火薬類等に関する事務

	事務の種類	処 理 要 領
1	<p>猟銃用火薬類等譲渡許可申請書の受理</p> <p>法 第50条の2 第17条第1項 第2項 第4項 第6項 第9項</p> <p>府令 第2条 第14条</p> <p>手数料条例 別表第3</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第1号の猟銃用火薬類等譲渡許可申請書を受理したときは、猟銃用火薬類等譲渡・譲受許可申請調査復命書（様式第81号）及び関係許可証等により調査確認し、申請が適正であると認めるときは、4により許可証を作成し交付すること。</p> <p>なお、譲渡期間は、譲渡目的等を勘案して、申請の日から1年以内の必要最小限度の期間とすること。</p> <p>(2) 譲渡する相手方が猟銃の所持許可を受けている者等であるときは、当該火薬類に係る譲受許可の有無及び所持する猟銃に適合するものであることを確認すること。</p> <p>(3) 譲渡する相手方が県内の他の警察署の管内の居住者であるときは、その者の住所地を管轄する警察署の署長に対して、また、県外の居住者であるときは、生活環境課長を経由してその者の住所地を管轄する警察署の署長に対して譲り受ける相手方が正当に譲り受けることのできる者であるかどうか照会して確認すること。</p> <p>(4) 猟銃用火薬類等譲渡許可の申請が、法第17条第2項の公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが認められるとき、その他許可に当たり疑義のあるときは、必要な調査を行い、当該報告書に申請書を添えて速やかに本部長に進達すること。</p> <p>(5) 生活環境課長は、(4)の進達があったときは、本要綱別表1の13(10)の銃砲所持許可申請の不許可処分等と同様に処理し、その結果を署長に通知すること。この場合、不許可とするときの通知書は、不許可等通知書によるものとする。</p> <p>(6) 署長は、(5)の通知を受けたときは、不許可処分ときは本要綱別表1の13(11)と同様に通知書の交付、受領書の提出及び行政不服審査法等の教示を行い、許可処分ときは4により許可証を作成し交付すること。</p> <p>(7) 署長は、(1)及び(6)の処理結果を猟銃用火薬類譲渡（譲受・消費）許可台帳（様式第82号）に登載すること。この場合、許可の種別ごとに台帳を備え付けること。</p>
2	<p>猟銃用火薬類等譲受許</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第2号の猟銃用火薬類等譲受</p>

可申請書の受理

法 第 50 条の 2

第 17 条第 1 項

第 2 項

第 6 項

府令 第 3 条

第 14 条

手数料条例 別表第 3

許可申請書を受理したときは、別紙許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画（以下「消費計画」という。）の提出を求め、具体的な火薬類の消費及び購入等の計画等を確認した上で、1(1)の猟銃用火薬類等譲渡・譲受許可申請調査復命書及び関係許可証等により申請が適正であるかを調査し、適正であると認めるときは、1(7)の台帳に登載し、4により許可証を作成し交付すること。

なお、譲受数量については、次の表を参照し、本文第9の指導を行うこと。

区分		数量
技能 検 定	ライフル銃の検定を受検する者	実包 おおむね 50 個
	散弾銃の検定を受検する者	実包 おおむね 50 個
技能 講 習	散弾銃以外の猟銃による場合	実包 おおむね 60 個
	散弾銃による場合	実包 おおむね 75 個
射 撃 教 習	ライフル銃の教習を受講する者	実包 おおむね 180 個
	散弾銃の教習を受講する者	実包 おおむね 300 個
上記以外の者		消費の実態を勘案して適正な数量（ただし、特段の事由がない限り、実包又は空包 5,000 個を上限として個別の事情に応じて許可数量を定めること。）

備考 射撃教習を受講する者に対する許可数量は、3回の受講ができる数量とする。

また、譲受期間については、火薬類の数量及び消費期間等を勘案して、申請の日から1年以内の必要最小限度の期間とし、火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の許可をする場合には、消費計画書に基づく必要な期間とすること。ただし、譲受目的が狩猟であるときは、許可の期間を申請の日から終猟日までの期間とするものとする。

		<p>る。</p> <p>(2) 猟銃用火薬類等譲受許可の申請が法第 17 条第 2 項の公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが認められるときに該当する場合、その他許可に当たり疑義のあるときは、1 (4) から (6) までの譲渡の場合と同様に処理すること。</p>
3	<p>猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可の取消し</p> <p>法 第 50 条の 2 第 17 条第 3 項</p>	<p>署長及び生活環境課長は、法第 17 条第 3 項の規定により、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあり許可を取り消すことが必要と認められるときは、本要綱別表 1 の 59 の銃砲の所持許可取消しと同様に処理すること。</p> <p>なお、この場合に、銃砲刀剣類所持許可行政処分上申書は猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可行政処分上申書と書き換えるものとする。</p>
4	<p>猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可証の取扱い</p> <p>法 第 50 条の 2 第 17 条第 4 項</p> <p>政令 第 2 条 府令 第 5 条</p>	<p>(1) 署長は、1 又は 2 において譲渡・譲受許可証を交付するときは、府令別記様式第 3 号の猟銃用火薬類等譲渡許可証又は同第 4 号の猟銃用火薬類等譲受許可証に所要事項を記載し、公安委員会印として公委訂正印を押印し、許可証を作成すること。この場合、譲渡・譲受許可証の番号は、1 (7) の台帳によりそれぞれ警察署コードと暦年ごとの一連番号の間に「一」を付して許可証番号とし、許可証と台帳を公委訂正印で契印すること。</p> <p>(2) 政令第 2 条の規定により、譲渡・譲受許可証の有効期間が満了し、又は譲渡・譲受数量が許可数量に達し、又は譲渡 (譲受) 目的が消滅したこと等により、譲渡・譲受許可証の返納がなされたときは、当該許可証に記載されている譲渡・譲受数量を台帳に転記し、返納を受けた許可証は別に定める期間保存すること。</p>
5	<p>猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可証書換申請書の 受理及び許可証の書換え</p> <p>法 第 50 条の 2 第 17 条第 7 項</p> <p>府令 第 6 条</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第 5 号の猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可証書換申請書を受理したときは、本要綱別表 1 の 28 の銃砲所持許可証の書換え等と同様に処理すること。</p> <p>(2) (1) の処理を行ったときは、1 (7) と同様に台帳整理等すること。</p>
6	<p>猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可証再交付申請書 の受理及び許可証の再交 付</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第 6 号の猟銃用火薬類等譲渡 (受) 許可証再交付申請書を受理したときは、当該許可証の再交付が必要な理由について、申請書の記載を確認し、既に譲渡し、又は譲り受けた火薬類の数量及</p>

	<p>法 第 50 条の 2 第 17 条第 8 項 府令 第 7 条</p>	<p>びその他手配を行うため必要な事項を聴取し、該当する台帳に基づいて新たな譲渡許可証又は譲受許可証を作成して再交付するほか、必要な手配等の措置を講じること。</p> <p>(2) 再交付する許可証の作成に当たっては、譲受（渡）人記載欄に(1)で確認した既譲受（渡）数量及び許可数量の残量を記載し、記名押印欄に公委訂正印を押印すること。その他については、旧許可証と同様に記載し、許可番号の前に「再交付」と朱書すること。</p> <p>(3) (1)の処理を行ったときは、1 (7)と同様に台帳整理等すること。</p>
7	<p>譲渡許可証又は譲受許可証の記載欄の追加の取扱い</p> <p>府令 第 8 条</p>	<p>(1) 府令第 8 条の規定による譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄の余白がなくなった旨の届出があったときは、当該記載欄を確認し、新たな譲渡許可証又は譲受許可証の当該記載欄のみを切り離し、これを既許可証にはり付けて双方を公委訂正印で契印すること。</p> <p>(2) (1)の処理を行ったときは、該当する台帳に記載欄を追加した旨を朱書きしておくこと。</p>
8	<p>猟銃用火薬類等輸入許可申請書の受理及び許可書の交付</p> <p>法 第 50 条の 2 第 24 条第 1 項 府令 第 9 条第 1 項 第 2 項 第 3 項</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第 7 号の猟銃用火薬類等輸入許可申請書を受理したときは、当該申請書及び添付した書類等並びに猟銃等所持許可証により、その内容を確認し、適正と認めたときは、本要綱別表 1 の 3 (1) の銃砲刀剣類製造等届出書の受理と同様に、提出を受けた申請書（副本）1 通に本文第 7 の 5 の奥書をして許可書として交付すること。</p> <p>なお、輸入した場合には 10 の輸入届を提出する必要があることを教示すること。</p> <p>(2) 署長は、(1)により許可書を交付するときは、猟銃用火薬類等輸入許可台帳（様式第 83 号）に必要事項を記載し、許可書の写しを本部進達すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)の進達があったときは、(2)と同様に台帳に必要事項を記載すること。</p> <p>(4) 府令第 9 条第 1 項の規定により、輸入許可申請書に添付する書類は、下表を参考として記載するよう指導すること。</p>

		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 239 874 300">火薬別</th> <th data-bbox="874 239 1102 300">成分等</th> <th data-bbox="1102 239 1334 300">配合比等</th> <th data-bbox="1334 239 1410 300">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="644 300 874 423">無煙火薬 (シングルベース)</td> <td data-bbox="874 300 1102 423">ニトロセルロース[※] 安定剤</td> <td data-bbox="1102 300 1334 423">約 % 約 %</td> <td data-bbox="1334 300 1410 423"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 423 874 598">無煙火薬 (ダブルベース)</td> <td data-bbox="874 423 1102 598">ニトロセルロース[※] ニトログリセリン 安定剤</td> <td data-bbox="1102 423 1334 598">約 % 約 % 約 %</td> <td data-bbox="1334 423 1410 598"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 598 874 775">黒色猟用火薬</td> <td data-bbox="874 598 1102 775">硝石 硫黄 木炭</td> <td data-bbox="1102 598 1334 775">約 % 約 % 約 %</td> <td data-bbox="1334 598 1410 775"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 775 874 884">実包</td> <td data-bbox="874 775 1102 884">公称口径 (実包名)</td> <td data-bbox="1102 775 1334 884">発射薬の種類 (無煙・黒色)</td> <td data-bbox="1334 775 1410 884"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 884 874 945">空包</td> <td data-bbox="874 884 1102 945">同上</td> <td data-bbox="1102 884 1334 945">同上</td> <td data-bbox="1334 884 1410 945"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 945 874 1102">銃用雷管</td> <td data-bbox="874 945 1102 1102">直径・高さ</td> <td data-bbox="1102 945 1334 1102">ぼう粉の種類 雷こうぼう粉 不銹ぼう粉</td> <td data-bbox="1334 945 1410 1102"></td> </tr> </tbody> </table>	火薬別	成分等	配合比等	備考	無煙火薬 (シングルベース)	ニトロセルロース [※] 安定剤	約 % 約 %		無煙火薬 (ダブルベース)	ニトロセルロース [※] ニトログリセリン 安定剤	約 % 約 % 約 %		黒色猟用火薬	硝石 硫黄 木炭	約 % 約 % 約 %		実包	公称口径 (実包名)	発射薬の種類 (無煙・黒色)		空包	同上	同上		銃用雷管	直径・高さ	ぼう粉の種類 雷こうぼう粉 不銹ぼう粉		
火薬別	成分等	配合比等	備考																												
無煙火薬 (シングルベース)	ニトロセルロース [※] 安定剤	約 % 約 %																													
無煙火薬 (ダブルベース)	ニトロセルロース [※] ニトログリセリン 安定剤	約 % 約 % 約 %																													
黒色猟用火薬	硝石 硫黄 木炭	約 % 約 % 約 %																													
実包	公称口径 (実包名)	発射薬の種類 (無煙・黒色)																													
空包	同上	同上																													
銃用雷管	直径・高さ	ぼう粉の種類 雷こうぼう粉 不銹ぼう粉																													
		<p>(5) 猟銃用火薬類等輸入許可の申請が法第 24 条第 2 項の公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるときに該当するとき、その他許可に当たり疑義のあるときは、1 (4) から (6) までの譲渡の場合と同様に処理すること。</p>																													
9	<p>猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届の受理及び許可書の書換え</p> <p>府令 第 9 条第 4 項</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第 8 号の猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届を受理したときは、記載事項を確認し、輸入許可書及び輸入許可台帳の該当欄を訂正し、輸入許可書の訂正箇所にか委訂正印を押印すること。</p> <p>(2) (1) の書換えを行ったときは、本部進達について、8 (2)、(3) と同様に処理すること。この場合、届出書の提出部数は 1 通であるから、本部長に対する進達は、届出書及び添付書類の写しをもって行うこと。</p>																													
10	<p>猟銃用火薬類等輸入届の受理</p> <p>法 第 50 条の 2 第 24 条第 3 項 府令 第 10 条</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第 9 号の猟銃用火薬類等輸入届を受理したときは、輸入届の内容と当該輸入に係る猟銃用火薬類等及び当該輸入許可申請書の内容が相違ないかを確認すること。</p> <p>(2) 提出を受けた輸入届は、欄外余白に受付の日付及び担当者名を記載し、8 (2) の台帳とともに、署におい</p>																													

		<p>て保存し、同届の写しを本部長に進達すること。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(2)の進達があったときは、(2)と同様に台帳とともに保存すること。</p>
11	<p>猟銃用火薬類等消費許可申請書の受理及び許可書の交付</p> <p>法 第50条の2 第25条 府令 第11条</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第10号の猟銃用火薬類等消費許可申請書を受領したときは、消費許可申請書の内容を添付（提示）書類等により確認し、適正と認めるときは、8(1)の輸入許可と同様に、提出を受けた申請書（副本）1通に奥書をして許可書として交付すること。</p> <p>(2) (1)により許可書を交付するときは、1(7)の譲渡と同様に台帳登載し、8(2)、(3)の輸入と同様に本部進達等すること。</p> <p>(3) 猟銃用火薬類等消費許可の申請が法第25条第2項の公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他許可に当たり疑義のあるときは、1(4)から(6)までの譲渡の場合と同様に処理すること。</p> <p>(4) 署長及び生活環境課長は、法第25条第3項の規定により、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあり許可を取り消すことが必要と認められるときは、3の譲渡（受）の許可の取消しと同様に処理すること。</p>
12	<p>古式銃砲を使用する演武等において消費する猟銃用火薬類等の消費許可の取扱い</p> <p>法 第50条の2 第25条 府令 第11条</p>	<p>(1) 署長は、11の消費許可申請が、古式銃砲を使用する演武等において、猟銃用火薬類等を消費する旨の申請であるときは、当該申請書、添付した書類等及び銃砲刀剣類登録証により、その内容を確認し、適正と認めるときは、11(1)と同様に奥書した申請書（副本）1通を許可書として交付すること。この場合、次のことについて確認及び指導して許可するものとする。</p> <p>ア 古式銃砲による演武等において当該銃砲の使用及び火薬類の消費が認められる場合の確認</p> <p>(ア) 古式銃砲を使用することが慣例となっている祭礼等の年中行事に使用するとき。</p> <p>(イ) 学術研究の資料とするため使用するとき。</p> <p>(ウ) 社団法人日本ライフル射撃協会又はその地方加盟団体が主催して開催する古式銃砲による射撃競技会において使用するとき。</p> <p>(エ) 古式銃砲の流儀の保存又はその研究のため使用するとき。</p> <p>(オ) 前(ア)から(エ)までの場合に使用するための練</p>

		<p>習に使用するとき。</p> <p>(カ) その他(ア)から(オ)までには該当しないが、これに準ずる目的で行われる行事等に使用するとき。</p> <p>イ 古式銃砲を使用する場合の当該古式銃砲により消費する火薬類の譲受け及び消費の方法の指導</p> <p>(ア) 古式銃砲所有者が個人的に練習等に使用するときは、個別に譲受け及び消費の許可を受けさせること。この場合における消費許可の期間は、おおむね6か月程度とすること。</p> <p>(イ) 団体行事として古式銃砲を使用するときは、当該行事に参加する古式銃砲所有者のうちから責任者を定め、当該責任者に一括して譲受け及び消費の許可を受けさせること。この場合、申請書には古式銃砲の使用者名簿及び使用銃砲の一覧表を添え、行事開催に当たっては、責任者の指示の下に消費するものとし、消費後の残火薬類は責任者が責任を持って譲渡し、又は廃棄する措置を執るよう指導を徹底すること。</p> <p>なお、消費の許可に当たっては、当該消費場所が危害予防上支障のない場所であるかどうかについて慎重に審査すること。</p> <p>(2) 申請者が過去に消費許可申請を行ったことがない者であるとき、又は前例がない消費であるときは、1(4)から(6)までの譲渡申請の不許可等と同様に必要な調査を行い本部長に進達すること。</p>
13	<p>猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届の受理及び許可書の書換え</p> <p>府令 第11条第2項 第3条第2項 第9条第3項 第4項</p>	<p>(1) 署長は、府令別記様式第11号の猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届を受理したときは、9の輸入許可の記載事項変更と同様に処理すること。</p> <p>(2) (1)の処理を行ったときは、1(7)と同様に台帳整理等すること。</p>
14	<p>猟銃用火薬類等譲渡(受)許可証の受払い</p>	<p>生活環境課長又は署長は、譲渡許可証及び譲受許可証の受入れ又は払出しがあったときは、本要綱別表1の71(1)の許可証の取扱いにより処理すること。</p>
15	<p>猟銃用火薬類等に係る緊急措置等</p>	<p>(1) 署長は、猟銃用火薬類等の消費について、法第45条の規定による緊急措置を執る必要があると認めた</p>

	<p>法 第 45 条</p>	<p>ときは、その消費を一時禁止し、又は制限するなどの必要な措置を講ずるとともに、当該緊急措置を講じた概要について本部長に速報すること。</p> <p>(2) 生活環境課長は、(1)の速報があったときは、当該措置について、特に必要な事項があるときは、本部長の命により当該事項を署長に示達すること。</p> <p>(3) 生活環境課長及び署長は、(1)及び(2)の措置について、それぞれ措置した内容について報告書を作成し、その経緯を明らかにしておくこと。</p>
16	<p>猟銃用火薬類等事故等の届出の取扱い</p> <p>法 第 46 条第 1 項 第 52 条第 5 項 (第 17 条第 8 項)</p>	<p>(1) 署長は、法第 46 条第 1 項第 1 号に規定する猟銃用火薬類等に係る災害発生の届出があったときは、必要な調査を行い、その内容について本要綱別表 1 の 71(2)と同様に本部長に速報すること。</p> <p>(2) 署長は、法第 46 条第 1 項第 2 号に規定する猟銃用火薬類等又は譲渡許可証若しくは譲渡許可証を喪失し、又は盗取された旨の届出があったときは、手配及び必要な捜査又は調査を行うとともに、その内容について(1)の報告様式により本部長に速報すること。この場合、喪失等したものが譲渡(受)許可証であるときは、6により再交付申請を行わせ、再交付の処理を行うこと。</p> <p>(3) 生活環境課長は、(1)、(2)の速報があったときは、必要に応じ主務行政庁の長(県所管課長)にその概要について通報すること。</p>

別表3 武器等製造法のうち銃砲に係る事務

事務の種類		処 理 要 領
1	猟銃等以外の販売・製造事業の許可の通知 法 第 17 条 第 19 条 第 28 条	(1) 生活環境課長は、経済産業大臣又は県知事から法第 28 条の規定により、猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃又は空気銃以外の武器についての販売・製造事業の許可等についての通知を受けたときは、本要綱別表 1 の 2 (1) の猟銃等製造販売業者等と同様に処理すること。この場合、必要事項を記載して保存する台帳は、「武器等製造販売業者台帳」(様式第 84 号)とする。 (2) 署長は、(1)の通知書の送付を受けたときは、台帳について、本要綱別表 1 の 2 (2)と同様に処理すること。
2	立入検査 法 第 25 条第 2 項 第 3 項 第 4 項	(1) 署長は、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があると認めるとき、及び武器等製造事業者等が保有する武器等(猟銃等を含む。)の保管が不適切であり、現に、当該武器等が盗難等のおそれがあるときは、警察官に法第 25 条第 2 項の規定による立入検査を行わせること。 なお、法第 25 条第 3 項に規定する身分を示す証票は、警察手帳とする。 (2) (1)の立入検査は、立入検査の要件について慎重にこれを判断すること。 (3) 立入検査の実施にあたっては、銃砲販売店等立入検査表(様式第 85 号)により調査し、猟銃等(産業用銃砲・輸出用刀剣)製造・販売業者台帳(様式第 6 号)又は 1 (1)において準用する武器等製造販売業者台帳とともに保存し、その写しを本部長に進達すること。 (4) (1)の立入検査対象の猟銃等販売店が銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 8 第 1 項の規定による猟銃等保管業者であるとき、当該保管業に係る立入検査については銃砲刀剣類所持等取締法第 27 条の 2 第 2 項に基づくものであることを明確に示し、本要綱別表 1 の 53 により実施すること。 (5) 生活環境課長は、(3)の進達があったときは、当該立入検査表の写しを(3)の台帳とともに保存すること。
3	防犯指導	(1) 署長は、関係事業者の実態把握のために行う立入検査以外の調査等については、一般警察事務としての防犯指導として行うこと。

		<p>(2) 2において、主務行政庁（県所管課）が同法第 25 条第 1 項の規定により立入検査を行うときにあつては、当該事業者の了解を得た上で、できるだけ立入検査に立会し、必要に応じて防犯指導を行うこと。</p> <p>(3) (1)又は(2)において、特別に指導した事項及び県所管課の指摘事項があるときは、2(3)、(5)と同様に処理すること。</p>
--	--	--

別表4 備え付けるべき台帳等

1 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法関係

番号	台帳等の名称	様式	生活環境課	警察署	備考
1	地方公共団体職員所持銃砲台帳	—	○	○	通知書
2	猟銃等（産業用銃砲・輸出用刀剣類）製造・販売業者台帳	第6号	○	○	
2	刀剣類製作承認台帳	—	○	○	通知書
6	人命救助等に従事する者届出済証明書交付台帳	第7号		○	
9	使用人届出済証明書交付台帳	第8号		○	
12	要指導者台帳	第10号	○	○	
13	猟銃等許可証番号台帳	第18号		○	
13	猟銃等許可番号台帳	第19号		○	
13	産業用銃砲（刀剣類）許可番号台帳	第20号		○	
14	認知機能検査実施台帳	第27号		○	
22	講習台帳	第31号	○		
24	技能検定台帳	第33号	○		
25	技能講習台帳	第35号	○		
34	指定射撃場指定台帳	第41号	○	○	
37	射撃指導員指定台帳	第43号	○	○	
38	教習・練習射撃場指定台帳	第44号	○	○	
39	教習・練習・年少資格認定証交付台帳	第45号	○	○	
47	年少射撃資格講習台帳	第47号	○		
55	猟銃空気銃保管業届出台帳	第53号	○	○	
56	仮領置台帳	第54号	○	○	

59	指示処分台帳	第 62 号		○	
60	銃砲刀剣類許可取消し等 行政処分台帳	第 65 号	○	○	
64	銃砲刀剣類発見届出台帳	第 68 号	○	○	
66	刀剣類（古式銃砲）所有者台帳	第 69 号	○	○	

2 火薬類取締法関係

番号	台帳等の名称	様式	生活環境課	警察署	備考
1	猟銃用火薬類譲渡（譲受・消費）許可台帳	第 82 号		○	
2	猟銃用火薬類等輸入許可台帳	第 83 号		○	

3 武器等製造法関係

番号	台帳等の名称	様式	生活環境課	警察署	備考
1	武器等製造販売業者台帳	第 84 号	○		

注 1 表における番号欄の数字は、別表 1～3 における項目番号を表す。

2 備考欄に、「通知書」と記載しているものは、通知書の写しを台帳とすることを表す。